目 次

		ページ
I	平瓦	以 30 年標本改正の概要1
]	L 基	基本的な方針1
2	2	「二人以上の世帯」の抽出における平成 30 年標本改正の詳細1
Π	母身	ミ団、層化及び抽出方法5
]	L 棋	既要5
2	2 =	3集団5
	(1)	母集団の定義5
	(2)	地方区分
	(3)	調査対象世帯数6
Ş	3 市	5町村の層化10
	(1)	層数の配分10
	(2)	層化の方法12
4	1 割	周査市町村の抽出13
	(1)	二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出13
	(2)	単身世帯の寮・寄宿舎単位区における調査市の抽出13
Ę	5 割	周査世帯数の配分14
	(1)	結果利用上の観点14
	(2)	実査上の対応14
6	5 割	周査単位区の抽出(一般単位区)17
	(1)	ブロックの設定と抽出17
	(2)	クラスターの設定17
	(3)	調査単位区の抽出18
7	7 割	周査世帯の抽出18
	(1)	抽出世帯数
	(2)	調査対象世帯から除外する世帯19
	(3)	最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置19

Ш	調査	E世帯、調査単位区及び市町村の交替20
1	根	モ要20
2	訓	骨査期間の終了による調査世帯の交替20
	(1)	定期交替20
	(2)	その他の交替
3	訓	骨査単位区の交替20
	(1)	交替のローテーション20
	(2)	交替の方法
4	訓	骨査市町村の交替23
IV	平均	3値及び標本誤差の推定方法24
1	_	上人以上の世帯24
2	单	鱼身世帯30
	(1)	四半期平均 (調整係数を用いない)30
	(2)	年平均 (調整係数を用いる) 34
別表	1	地方・都市階級、層別市町村一覧・・・・・・・・・・・・・42
別表	2	調査市町村別調査世帯数及び調整係数 (二人以上の世帯) ・・・・・・・・52
別表	3	単位区区分、地方・都市階級別調査世帯数及び調整係数(単身世帯)54

I 平成30年標本改正の概要

1 基本的な方針

平成30年標本改正では、母集団情報を直近の平成27年国勢調査に基づいたものとする。また、基本的な標本設計については以下のとおりとし、平成25年標本改正から変更しない。

- (1) 「二人以上の世帯」における調査世帯の選定は、市町村を地方、都市階級、産業的特色、 世帯主の年齢構成などにより層化して抽出した後、単位区、世帯を抽出する層化3段抽出 法を用いる。
 - ア 全国の層数及び調査世帯数は、以下のとおりとし、各層から1市町村を抽出する。
 - 層数: 168
 - 調査世帯数: 8,076
 - イ 市別公表などを考慮して都道府県庁所在市及び大都市(都道府県庁所在市以外の政令 指定都市)のそれぞれを1層とする。

また、都市階級別にみた調査世帯数は原則として次のとおりとする。

(都市階級)	(調査世帯数)
都道府県庁所在市	96以上
大都市 (都道府県庁所在市以外の政令指定都市)	96
中都市 (大都市を除く人口15万以上の市)	36
小都市A (人口 5 万以上15万未満の市)	24 注1)
小都市B(人口5万未満の市)・町村	12
注1)沖縄県の一部の調査市は調査世帯数を12とする。	

(2) 「単身世帯」における調査世帯は、実査上の対応により、「二人以上の世帯」を抽出する 調査単位区(以下「一般単位区」という。)から抽出する。また、この一般単位区に加え、 寮・寄宿舎を別途抽出するための寮・寄宿舎単位区^{注2)}を設け、調査世帯を抽出する。調 査世帯数は一般単位区が673世帯、寮・寄宿舎単位区が72世帯の計745世帯とする。

注2) 20人以上が居住する寮・寄宿舎(寮・寄宿舎ごとに1単位区)

2 「二人以上の世帯」の抽出における平成30年標本改正の詳細

(1) 地方、都市階級区分別の層数及び調査世帯数

地方、都市階級別の層(調査市町村数)数及び調査世帯数については、地方・都市階級別の二人以上の世帯数に大きな増減がないことにより、平成25年標本改正から変更しない。

表 1 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査世帯数
都道府県庁所在市 (96)	47	4, 992
大都市 (96)	5	480
中都市 (36)	29	1,044
小都市A (24)	45	1,056
小都市B・町村 (12)	42	504
計	168	8,076

注) () 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

(2) 層化及び調査市町村の抽出

全国及び地方別の調査結果の接続性及び実査に支障が生じないよう、各層から市町村を 抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、平成25 年標本改正時の数に比べて最小限にとどめるよう配慮した。各層に含まれる市町村を巻末 の別表1に示す。

なお、調査市町村の変更及び算出された調整係数は以下のとおりである。

① 調査市町村の変更

人口の増減により都市階級の変更があった調査市町村の交替を行った。また、小都市B・町村においても、あらかじめ定めていた調査年数に達した調査市町村について交替を行った。具体的には、平成29年12月で調査を終了及び平成30年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ19市町村である(表2)。

なお、宮城県石巻市については、都市階級の変更に伴い、調査世帯数を従来の36世帯から24世帯に削減して調査を継続する。

表 2 平成30年家計調査標本改正 調査市町村の変更一覧

地	方	平成29年	-12月で調査を終了	する市町村	平成30年1月から調査を開始する市町村			
地		都道府県名	市町村名	都市階級 注)	都道府県名	市町村名	都市階級	
東	北	02青森県 208むつ市 小都市A 02青森県 203八戸市		202 // 日本	中都市			
		02月狀兒	408東北町	17.75		2037()-1 1	中41)	
		05秋田県	207湯沢市	小都市A	05秋田県	204大館市	小都市A	
		03岩手県	208遠野市	小都市B・町村	03岩手県	207久慈市	小都市B・町村	
		0.4 🕏 🗠 🗏	_	_	0.4 字 4 4 1	323柴田町	小都市B・町村	
		04宮城県	206白石市	小都市B・町村	04宮城県	445加美町	小都市B・町村	
		07福島県	211田村市	小都市B・町村	07福島県	483塙町	小都市B・町村	
関	東	09栃木県	202足利市	中都市	09栃木県	208小山市	中都市	
		19山梨県	212上野原市	小都市B・町村	19山梨県	430富士河口湖町	小都市B・町村	
北	陸	16富山県	204魚津市	小都市B・町村	16富山県	206滑川市	小都市B・町村	
		17石川県	211能美市	小都市B・町村	17石川県	204輪島市	小都市B・町村	
東	海	21岐阜県	217飛騨市	小都市B・町村	21岐阜県	361垂井町	小都市B・町村	
近	畿	25滋賀県	210野洲市	小都市B・町村	25滋賀県	383日野町	小都市B・町村	
中	玉	33岡山県	423早島町	小都市B・町村	33岡山県	209高梁市	小都市B・町村	
四	国	38愛媛県	204八幡浜市	小都市B・町村	38愛媛県	214西予市	小都市B・町村	
九	州	46鹿児島県	216日置市	小都市A	46鹿児島県	215薩摩川内市	小都市A	
		40底光局景	217曽於市	小都市B・町村	40底光面乐	221志布志市	小都市B・町村	
		42長崎県	207平戸市	小都市B・町村	42長崎県	308時津町	小都市B・町村	
		43熊本県	468氷川町	小都市B・町村	43熊本県	368長洲町	小都市B・町村	
		45宮崎県	205小林市	小都市B・町村	45宮崎県	404木城町	小都市B・町村	
計	+			19	19			

注) 平成29年12月までの都市階級区分

② 調整係数

ア 調整係数の決定

調査結果の推定に用いる調整係数は、これまでと同様に、各層における調査世帯の抽出率の逆数に、最も調査世帯の抽出率が高い層の抽出率を乗じた値としている。平成30年標本改正において最も抽出率が高く、調整係数の基準となる層は那覇市*であり、25年標本改正時から変更はない。

※平成30年標本改正時の抽出率は168/83746、平成25年標本改正時の抽出率は168/83326

イ 調整係数の幅

平成30年標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成25年標本改正時よりも調整係数の最大値がやや小さくなり(32.6→31.8)、調整係数の幅はやや縮小した。各層の調整係数については、巻末の別表2に示す。

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成25年標本改正		平成30年標本改正
全 国	1.0 ~ 32.6	\rightarrow	1.0 ~ 31.8
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ~ 14.6	\rightarrow	1.0 ~ 14.6
中都市	$2.7 \sim 20.6$	\rightarrow	$2.6 \sim 20.8$
小都市A	2.5 ~ 28.2	\rightarrow	2.4 ~ 29.1
小都市B・町村	$3.2 \sim 32.6$	\rightarrow	$3.1 \sim 31.8$

(3) 調査単位区

調査単位区は、1年間調査した後交替するが、全国で同時に行わず、12の組に分けて1か月ごとに1/12ずつ行うため、調査市町村に変更があり、調査世帯数に変更がない場合、変更後の調査市町村の調査単位区の交替月は、変更前の調査市町村の調査単位区の交替月を引き継ぐこととする。

なお、新たな調査市町村となった宮城県柴田町の調査単位区の交替月は、宮城県石巻市 の調査世帯数削減に伴い調査を終了することとなった調査単位区の交替月を引き継ぐ。

(4) 調査世帯の抽出

各調査単位区における調査世帯の抽出に当たっては、その調査単位区内の「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の3つの世帯区分の世帯数に比例して、抽出する世帯数を配分する。

なお、平成29年までの抽出では、「農林漁家世帯」、「非農林漁家世帯の勤労者世帯」 及び「非農林漁家世帯の勤労者以外の世帯」の3つの世帯区分の世帯数に比例して世帯数 を配分していた。

Ⅱ 母集団、層化及び抽出方法

1 概要

家計調査の母集団(調査対象)は、全国の世帯から施設等の世帯及び学生の単身世帯を除いた世帯である。また、調査世帯は、二人以上の世帯と単身世帯に分けて抽出している。

二人以上の世帯については、層化3段抽出法により、調査世帯を抽出する。各段における 抽出単位は、第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯で あり、各調査単位区から抽出する世帯数は6世帯である。

単身世帯の一般単位区の調査世帯は、実査上の対応により、二人以上の世帯で抽出された 調査単位区を用いており、2調査単位区のうち1調査単位区から1世帯を抽出している。

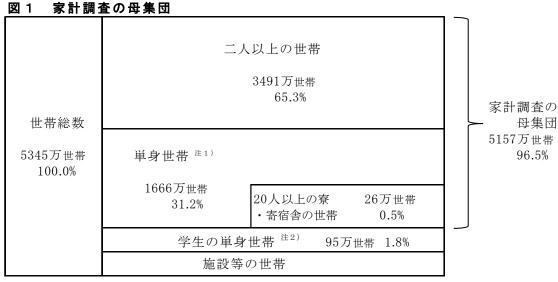
また、単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、「II-4-(2)」で示す調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出している。

2 母集団

(1) 母集団の定義

家計調査の母集団は図1に示すとおりであり、世帯数は平成27年国勢調査の結果に基づいている。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設 の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。



- 注1) 総務省統計局において独自に集計。非就業及び分類不能の単身世帯のうち年齢15歳未満及び年齢不詳を除く。
- 注2) 総務省統計局において独自に集計。寮・寄宿舎の学生・生徒を含む。

(2) 地方区分

標本設計に用いた地方区分は次のとおりである。

地	方		都	道	府	県	
北洲	每道	北海道					
東	北	青森県、岩手県、	宮城県、	秋田県、	山形県、	福島県	
関	東	茨城県、栃木県、	群馬県、	埼玉県、	千葉県、	東京都、神奈川	県、山梨県、
		長野県					
北	陸	新潟県、富山県、	石川県、	福井県			
東	海	岐阜県、静岡県、	愛知県、	三重県			
近	畿	滋賀県、京都府、	大阪府、	兵庫県、	奈良県、	和歌山県	
中	国	鳥取県、島根県、	岡山県、	広島県、	山口県		
四	国	徳島県、香川県、	愛媛県、	高知県			
九	州	福岡県、佐賀県、	長崎県、	熊本県、	大分県、	宮崎県、鹿児島	 県
沖	縄	沖縄県				<u> </u>	

(3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成27年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成27年10 月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3491万世帯、単身世帯が約 1666万世帯であった。

世帯状況 $^{\pm 1}$ 別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表 $4-1\sim$ 表 4-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表 5-1 及び表 5-2 に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表4-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数 (二人以上の世帯)

都市 階級 地方		都道府県		都道府県庁所在市以外の市町村				
		合計	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B • 町村	
全	玉	34, 913, 875	11, 424, 968	1, 320, 067	8, 018, 381	8, 577, 800	5, 572, 659	
北洲	毎道	1, 529, 100	545, 173	-	320, 552	237, 020	426, 355	
東	北	2, 393, 478	676, 264	-	296,016	712, 356	708, 842	
関	東	12, 619, 910	4, 517, 509	595, 835	3, 677, 288	2, 702, 293	1, 126, 985	
北	陸	1, 416, 327	522, 769	-	171,844	397, 507	324, 207	
東	海	4, 120, 852	995, 901	217, 095	1, 055, 666	1, 311, 247	540, 943	
近	畿	5, 769, 100	1,810,626	239, 081	1, 709, 055	1, 433, 289	577, 049	
中	玉	2,050,073	679, 892	-	543, 652	412, 276	414, 253	
匹	玉	1,073,511	417, 666	-	46,008	243, 752	366, 085	
九	州	3, 563, 283	1, 175, 422	268, 056	198, 300	942, 665	978, 840	
沖	縄	378, 241	83, 746	-	-	185, 395	109, 100	

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 4 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数 (単身世帯:一般単位区)

都	市 階級	A 21	新 都道府県		都道府県庁所在市以外の市町村				
地方		合計	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村		
全	玉	16, 394, 011	7, 187, 370	681, 272	3, 431, 637	3, 162, 135	1, 931, 597		
北洲	毎道	848, 915	348, 232	-	183,006	109, 371	208, 306		
東	北	926, 270	346, 554	_	127,594	242, 302	209, 820		
関	東	6, 631, 479	3, 206, 951	363, 096	1, 654, 509	1,047,883	359, 040		
北	陸	480, 485	215, 803	_	55, 706	119, 229	89, 747		
東	海	1,612,606	544, 360	78, 561	377, 753	434, 778	177, 154		
近	畿	2, 719, 884	1, 221, 820	102, 482	711, 281	507, 590	176, 711		
中	玉	867, 872	332, 268	_	216,674	167, 315	151, 615		
四	玉	470, 745	213, 249	-	19, 916	90, 282	147, 298		
九	州	1,670,909	711, 737	137, 133	85, 198	367, 236	369, 605		
沖	縄	164, 846	46, 396	-	-	76, 149	42, 301		

注1) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 4 一 3 地方別調査対象世帯数 (単身世帯: 寮・寄宿舎単位区)

地方	調査対象世帯数
全 国	263, 149
北海道・東北	19, 346
関東	99, 977
北 陸・東 海	67, 796
近 畿	32, 887
中 国・四 国	23, 334
九 州・沖 縄	19, 809

注) 寮・寄宿舎単位区とは、20人以上の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

注2) 一般単位区とは、1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表 5 - 1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都市 階級								
都道 府県	階級	合計	所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村	
全	国	34, 913, 875	11, 424, 968	1, 320, 067	8, 018, 381	8, 577, 800	5, 572, 659	_
01 北	海道	1, 529, 100	545, 173	-	320, 552	237, 020	426, 355	北海道
02 青	森 県	355, 798	79, 434	_	111, 197	48, 812	116, 355	
03 岩	手 県	340, 808	79, 489	-	_	143, 856	117, 463	
04 宮	城県	618, 679	283, 021	_	-	199, 572	136, 086	東北
05 秋	田県	279, 251	87, 965	-	-	103, 606	87,680	710 110
06 山	形県	292, 276	67, 164	-	-	100, 209	124, 903	
07 福	島県	506, 666	79, 191	-	184, 819	116, 301	126, 355	
08 茨	城県	804, 086	74, 346	_	154, 508	379, 166	196, 066	
09 栃	木 県	542, 143	143, 826	-	89, 243	215, 181	93, 893	
10 群	馬県	550, 955	93, 721	_	222, 489	125, 820	108, 925	
11 埼	玉 県	2,063,330	354, 217	_	848, 735	716, 382	143, 996	関東
12 千	葉県	1, 761, 768	276, 813	-	935, 217	390, 078	159,660	
13 東	京 都	3, 526, 259	2, 368, 628	-	658, 477	476, 085	23, 069	
14 神	奈川県	2, 557, 649	1,047,737	595, 835	659, 483	144, 520	110,074	
15 新	潟 県	612, 868	217,047	-	124, 898	171, 947	98, 976	
16 富	山県	288, 254	114, 114	-	46, 946	38, 362	88, 832	北陸
17 石	川県	309, 832	122, 254	-	-	106, 431	81, 147	10 12
18 福	井県	205, 373	69, 354	-	-	80, 767	55, 252	
19 山	梨 県	232, 831	52, 705	-	-	61, 211	118, 915	関東
20 長	野 県	580, 889	105, 516	-	109, 136	193, 850	172, 387	风水
21 岐	阜県	557, 754	110, 572	_	43, 732	249, 486	153, 964	
22 静	岡県	1, 020, 225	196, 565	217, 095	170, 002	301, 253	135, 310	+ 1/=
23 愛	知 県	2, 035, 441	610, 618		655, 259	608, 977	160, 587	東海
24 三	重県	507, 432	78, 146	-	186, 673	151, 531	91, 082	
25 滋	賀 県	383, 993	96, 804	_	_	243, 051	44, 138	
26 京	都府	711, 417	385, 580	_	53, 523	210, 781	61, 533	
27 大	阪 府	2, 447, 826	695, 208	239, 081	911, 664	549, 103	52,770	近畿
28 兵	庫県	1,556,061	424, 424	-	743, 868	170, 613	217, 156	~_ #A
29 奈	良県	393, 249	104, 181	-	-	171,063	118, 005	
30 和	歌山県	276, 554	104, 429	-	-	88, 678	83, 447	
31 鳥	取 県	152, 471	50,884	-	-	40, 155	61, 432	
32 島	根県	184, 312	54, 257	-	44, 180	15, 588	70, 287	
33 岡	山県	522, 764	191, 792	-	131,009	77, 459	122, 504	中 国
34 広	島県	792, 189	329, 517	-	244, 419	115, 686	102, 567	
35 山	口県	398, 337	53, 442	-	124, 044	163, 388	57, 463	
36 徳	島県	206, 858	68, 495	-	_	36, 431	101, 932	
37 香	川県	272, 146	116,608	-	-	94, 271	61, 267	四国
38 愛	媛県	392, 286	140, 901	-	46, 008	113, 050	92, 327	
39 高	知 県	202, 221	91, 662	-	_	_	110, 559	
40 福	岡県	1, 375, 811	384, 325	268, 056	81, 628	367, 286	274, 516	
41 佐	賀 県	220, 132	62, 545	_	-	66, 252	91, 335	
42 長	崎 県	380, 057	119, 087	-	69, 350	64, 089	127, 531	
43 熊	本 県	485, 337	199, 183	-	-	137, 730	148, 424	九州
44 大	分 県	323, 963	133, 365	-	_	109, 984	80,614	
45 宮	崎 県	313, 204	112, 379	-	47, 322	68, 447	85, 056	
46 鹿	児島県	464, 779	164, 538	-	_	128, 877	171, 364	
47 沖	縄県	378, 241	83, 746	-	-	185, 395	109, 100	沖縄

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 5 一 2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯 : 一般単位区)

	表 5 一 2		『道府県庁所在市	ייי אווי פון יווי אוור ייי	阿里内外区市	* (+3Eu ·	一般単位区)	
	都市 階級	合計	都道府県庁		都道府県庁所在	市以外の市町村	t	地方
都道 府県		合計	所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市 B ・町村	区分
全	国	16, 394, 011	7, 187, 370	681, 272	3, 431, 637	3, 162, 135	1, 931, 597	
01 北	海 道	848, 915	348, 232	-	183,006	109, 371	208, 306	北海道
02 青	森 県	138, 255	33, 876	_	46, 395	20, 320	37,664	
03 岩	手 県	134, 788	41,824	_	-	50, 144	42,820	
04 宮	城県	269, 490	168, 276	_	-	64, 243	36, 971	東北
05 秋	田県	97, 571	39, 112	_	-	32, 507	25, 952	
06 山	形県	89, 275	27, 038	_	-	34, 043	28, 194	
07 福	島県	196, 891	36, 428	-	81, 199	41, 045	38, 219	
08 茨	城 県	276, 487	34, 787	-	62, 631	121, 046	58, 023	
09 栃	木県	200, 249	68, 973	_	30, 160	74, 493	26, 623	
10 群	馬県	195, 209	35, 792	_	82,031	41, 297	36, 089	
11 埼	玉 県	825, 799	158, 480	_	349, 771	276, 222	41, 326	関東
12 千	葉県	742, 938	123, 624	_	429, 417	134, 338	55, 559	
13 東	京都	2,813,019	2, 175, 120	_	371, 195	255, 158	11, 546	
14 神	奈川県	1, 292, 561	545, 199	363, 096	285, 845	61, 034	37, 387	
15 新	潟 県	207, 396	86, 685	-	40,864	52, 664	27, 183	
16 富	山県	91, 403	43, 296	_	14,842	9, 242	24, 023	北陸
17 石	川県	117, 511	60,808	_	-	33, 891	22, 812	710 125
18 福	井県	64, 175	25, 014	-	-	23, 432	15, 729	
19 山	梨 県	85, 056	26, 748	_	_	18, 501	39, 807	田 本
20 長	野県	200, 161	38, 228	_	43, 459	65, 794	52, 680	関東
21 岐	阜県		·					
21 岐22 静		175, 614	45, 978	70 501	15, 032	73, 757	40, 847	
	岡県	367, 039	79, 394	78, 561	59, 861	97, 724	51, 499	東海
23 愛 24 三	知県	882, 053	387, 449	_	230, 432	211, 513	52, 659	
	重県	187, 900	31, 539	_	72, 428	51, 784	32, 149	
25 滋	賀 県	130, 309	34, 420	_	-	84, 019	11,870	
26 京	都府	352, 111	245, 073	_	17, 093	70, 547	19, 398	
27 大	阪府	1, 326, 700	608, 305	102, 482	384, 403	217, 074	14, 436	近 畿
28 兵	庫県	677, 386	249, 395	_	309, 785	52, 583	65, 623	
29 奈	良県	124, 112	39, 357	_	-	53, 357	31, 398	
30 和	歌山県	109, 266	45, 270	_	-	30, 010	33, 986	
31 鳥	取 県	55, 359	19, 467	_	-	17, 236	18, 656	
32 島	根県	69, 304	22, 132	_	13,652	7, 753	25, 767	
33 岡	山県	204, 678	93, 076	_	44,676	27, 947	38, 979	中国
34 広	島県	359, 305	172, 580	_	100, 486	44, 748	41, 491	
35 山	口県	179, 226	25, 013	-	57, 860	69, 631	26, 722	
36 徳	島県	86, 027	36, 677	_	_	12, 813	36, 537	
37 香	川県	107, 537	52, 710	-	_	31, 824	23, 003	四国
38 愛	媛県	172,000	70, 050	-	19, 916	45, 645	36, 389	
39 高	知 県	105, 181	53, 812	-		-	51, 369	
40 福	岡県	724, 797	326, 717	137, 133	32, 627	131, 997	96, 323	
41 佐	賀県	72, 762	25, 563	-	-	22, 965	24, 234	
42 長	崎県	160, 285	58, 193	_	31, 347	22, 670	48, 075	
43 熊	本県	197, 335	99, 743	_	-	47, 606	49, 986	九州
44 大	分県	144, 397	59, 558	_	_	52, 784	32, 055	
45 宮	崎県	135, 470	53, 505	_	21, 224	28, 744	31, 997	
	児島県	235, 863	88, 458	_	- 41, 444	60, 470	86, 935	
								34 OFF
47 沖	縄県	164, 846	46,396	_	_	76, 149	42, 301	沖縄

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

3 市町村の層化

(1) 層数の配分

ア層数

全国で168層とした。

イ 都道府県庁所在市及び大都市

都道府県庁所在市(47市)及び大都市(5市)の結果を公表するために、当該市を1 層とした。

ウ 上記「イ」以外の市町村

残る116層は、平成25年標本改正での地方・都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じて配分した。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表6に示す。また、1層当たりの地方、 都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表7-1及び表7-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表7-3に示す。

表 6 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級	A 31	都道府県	都這	直府県庁所在ī	市以外の市町	村
地方	合計	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B • 町村
全 国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東北	17	6	_	2	4	5
関東	38	9	2 (川崎市, 相模原市)	12	9	6
北陸	11	4	_	1	3	3
東海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近畿	22	6	(堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	_	2	3	4
四 国	9	4	_	1	1	3
九州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖縄	8	1	_	_	4	3

表 7 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数 (二人以上の世帯)

(=74%=47 = 107							
都市階級	△ ∌l.	合計 都道府県 都道府県			5県庁所在市以外の市町村		
地方	台町	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市 B ・町村	
全 国	207, 821	243, 084	264, 013	276, 496	190,618	132, 682	
北海道	152, 910	545, 173	-	160, 276	79,007	106, 589	
東北	140, 793	112,711	_	148,008	178,089	141, 768	
関東	332, 103	501,945	297, 918	306, 441	300, 255	187, 831	
北陸	128, 757	130,692	_	171,844	132, 502	108, 069	
東 海	257, 553	248, 975	217,095	351,889	327,812	135, 236	
近 畿	262, 232	301,771	239,081	341,811	238,882	144, 262	
中 国	146, 434	135, 978	_	271,826	137, 425	103, 563	
四 国	119, 279	104, 417	_	46,008	243, 752	122, 028	
九州	154, 925	167, 917	268, 056	198, 300	117,833	163, 140	
沖縄	47, 280	83, 746	_	_	46, 349	36, 367	

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 7 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数 (単身世帯:一般単位区)

		(平分 6 市	胶手匠匠	,			
者	都市 階級	合計	都道府県	者	邓道府県庁所在	市以外の市町	村
地方		白甫	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市 B • 町村
全	国	97, 583	152, 923	136, 254	118, 332	70, 270	45, 990
北洲	每道	84, 892	348, 232	_	91, 503	36, 457	52,077
東	北	54, 486	57, 759	_	63, 797	60, 576	41,964
関	東	174, 513	356, 328	181, 548	137, 876	116, 431	59,840
北	陸	43, 680	53, 951	_	55, 706	39, 743	29, 916
東	海	100, 788	136, 090	78, 561	125, 918	108, 695	44, 289
近	畿	123, 631	203, 637	102, 482	142, 256	84, 598	44, 178
中	玉	61, 991	66, 454	_	108, 337	55, 772	37, 904
四	玉	52, 305	53, 312	_	19, 916	90, 282	49,099
九	州	72, 648	101, 677	137, 133	85, 198	45, 905	61,601
沖	縄	20,606	46, 396	-	_	19,037	14, 100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表7-3 地方別層数及び1層当たり調査対象世帯数 (単身世帯:寮・寄宿舎単位区)

	·	<u>* </u>
地方	層数	1 層 当 た り 調査対象世帯数
全 国	11	23, 923
北海道・東北	2	9, 673
関東	4	24, 994
北 陸・東 海	1	67, 796
近 畿	2	16, 444
中国•四国	1	23, 334
九 州・沖 縄	1	19, 809

(2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消 費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせて基準を設定 した。また、層化に当たっては、同一地方・都市階級内の各層の調査対象世帯数が、でき るだけ等しくなるように配慮した。

- ア 中都市及び小都市Aに区分される市の層化 層化に用いた指標は次のとおりである。
 - (ア) 産業的特色・・・就業者総数に占める第1次産業及び第2次産業就業者数の割合
 - (4) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である 世帯数の割合
 - (ウ) 人口集中地区^{注2}人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口 に占める割合
 - (エ) 人口増減率・・・平成27年国勢調査結果人口の平成22年国勢調査結果人口に対する 増減率
- イ 小都市B・町村に区分される市町村の層化 層化に用いた指標は次のとおりである。
 - (ア) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分
 - (4) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である 世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表1に示す。

注2 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000 人以上/1 k m²)が互いに隣接して、その人口が 5,000 人 以上になる地域をいう。

4 調査市町村の抽出

(1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市(47市)及び大都市(5市)は1市1層としているため、残る116層については、原則として、各層から調査対象世帯数(二人以上の世帯数)をウェイトとした確率比例抽出法にて1市町村を抽出した。

ただし、実際の選定に当たっては、実査上の観点及び結果の接続性を考慮して、次のと おり行った。

ア 中都市及び小都市Aにおける調査市の選定

- (ア) 現状の調査市の都市階級に移動がなく、当該調査市が含まれる層内に他に調査中の 市がない場合は、引き続きその市を調査市とした。
- (4) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が複数となった場合は、 もとよりその都市階級において調査している市を調査市とした。
- (ウ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が他に含まれていない場合は、その層内から他に移動した調査市が属する県の当該層内の全ての市を対象に、 二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法で1市を抽出し、その市を調査市とした。なお、県内に該当する市がない場合は、その層内から移動した調査市が属する当該層内の全ての市を対象とした。

イ 小都市B・町村における調査市町村の選定

- (ア) 上記ア(ア)~(ウ)と同様に行った。
- (4) 平成30年1月~3月に調査市町村の定期交替により調査を終了することとなる市町村については、その終了する調査市町村が属する県の全ての市町村を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法により選定した。
- (ウ) 以下に該当する調査市町村が選定された場合は、新たな乱数を発生させ、再度選定を行った。
 - ・ 調査開始年月から遡って過去10年間に、調査が行われた市町村
 - ・ 市町村の調査対象世帯数が「1000」以下の市町村
 - 島しょの町村
 - ・ 調査開始年月が直近の全国消費実態調査から5年を経過していない町村 又は、近い将来全国消費実態調査の調査町村として既に抽出されている町村^{注)} 注)小都市B・町村の調査市町村は、あらかじめ調査年数を定め、交替することとしている。(「III-4 調査市町村の交替」参照)

(2) 単身世帯の寮・寄宿舎単位区における調査市の抽出

表7-3に示す6つの地方ごとに合計11の層に区分した中から、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舎単位区が多いとみられる市(札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市)を抽出した。

5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実 査上の対応を考慮して行った。

(1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、 調査世帯数を定めている。したがって、各層の調査世帯数は、調査市町村が属する層の調 査対象世帯数には比例していない。

特に、都道府県庁所在市及び大都市(川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市)には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分している。

なお、北海道及び沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数 を平成30年標本改正以前と同様に、それぞれ288世帯、276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数			
和川門育救	二人以上の世帯	単身世帯		
都道府県庁所在市	最低96	最低8		
大都市	96	8		
中都市	36	3		
小都市A	24	2		
小都市B・町村	12	1		

(2) 実査上の対応

調査員の実査活動を円滑に行うため、従来から次のように対応している。

ア 二人以上の世帯

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (4) 1調査員は2調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6か月間調査を継続し、7か月目に他の世帯と交替する。

イ 単身世帯:一般単位区

- (ア) 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2調査単位区のうち指定された一方の調査 単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と 交替する。
- ウ 単身世帯:寮・寄宿舎単位区
 - (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
 - (イ) 1調査員は1調査単位区を受け持ち、毎月6世帯を調査する。
 - (ウ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表 8-1~表 8-3 に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数を表 9-1~表 9-3 に示す。

表 8 一 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数 (二人以上の世帯)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
都市階級	∧ ∋I	都道府県	都	道府県庁所在	市以外の市町	「村
地方	合計	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	8,076	4,992	480	1,044	1,056	504
北海道	288	96	_	72	72	48
東北	804	576	_	72	96	60
関東	2, 136	1,224	192	432	216	72
北陸	528	384	_	36	72	36
東海	744	396	96	108	96	48
近 畿	1,080	612	96	180	144	48
中 国	672	480	_	72	72	48
四 国	480	384	_	36	24	36
九州	1,068	672	96	36	192	72
沖縄	276	168	_	_	72	36

表 8 一 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数 (単身世帯:一般単位区)

都下	市 皆級	↑ 都道府県		都道府県庁所在市以外の市町村				
地方		合計	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村	
全 [玉	673	416	40	87	88	42	
北海	道	24	8	1	6	6	4	
東	北	67	48	_	6	8	5	
関	東	178	102	16	36	18	6	
北「	陸	44	32	_	3	6	3	
東	海	62	33	8	9	8	4	
近	畿	90	51	8	15	12	4	
中!	玉	56	40	-	6	6	4	
四	玉	40	32	_	3	2	3	
九	州	89	56	8	3	16	6	
沖	縄	23	14	_	_	6	3	

表 8 - 3 地方別調査世帯数 (単身世帯:寮·寄宿舎単位区)

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関東	30
北 陸・東 海	6
近畿	12
中国・四国	6
九 州・沖 縄	6

表 9 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数 (二人以上の世帯)

	(一八タエの	E 10 /				
都市階級	合計	都道府県				
地方	П П	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	4, 323	2, 289	2,750	7,680	8, 123	11, 057
北海道	5, 309	5,679	-	4, 452	3, 292	8,882
東北	2, 977	1, 174	_	4, 111	7, 420	11,814
関東	5, 908	3, 691	3, 103	8, 512	12, 511	15, 653
北陸	2,682	1,361	_	4,773	5, 521	9,006
東海	5, 539	2, 515	2, 261	9, 775	13, 659	11, 270
近 畿	5, 342	2,959	2, 490	9, 495	9, 953	12,022
中 国	3, 051	1,416	_	7, 551	5, 726	8,630
四 国	2, 236	1,088	_	1, 278	10, 156	10, 169
九州	3, 336	1,749	2, 792	5, 508	4,910	13, 595
沖縄	1,370	498	-	_	2, 575	3,031

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 9 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数 (単身世帯:一般単位区)

		(中为臣市 .	似平区区				
都	市階級	A =1	都道府県	ā	都道府県庁所在	市以外の市町村	ţ-
地方		合計	庁所在市	大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全	玉	24, 360	17, 277	17,032	39, 444	35, 933	45, 990
北海	爭道	35, 371	43, 529	_	30, 501	18, 229	52, 077
東	北	13, 825	7, 220	-	21, 266	30, 288	41, 964
関	東	37, 256	31, 441	22, 694	45,959	58, 216	59, 840
北	陸	10, 920	6, 744	-	18, 569	19,872	29, 916
東	海	26,010	16, 496	9,820	41,973	54, 347	44, 289
近	畿	30, 221	23, 957	12,810	47, 419	42, 299	44, 178
中	玉	15, 498	8, 307	-	36, 112	27,886	37, 904
匹	玉	11, 769	6,664	-	6,639	45, 141	49, 099
九	州	18, 774	12, 710	17, 142	28, 399	22, 952	61, 601
沖	縄	7, 167	3, 314	_	ı	12,692	14, 100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 9 - 3 地方別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数 (単身世帯:寮・寄宿舎単位区)

(中の 四市・2	, 可旧日平区区/
地方	1調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	3, 655
北海道・東北	1,612
関東	3, 333
北 陸・東 海	11, 299
近 畿	2,741
中国・四国	3, 889
九 州・沖 縄	3, 302

6 調査単位区の抽出 (一般単位区)

調査市町村の調査単位区を地理的に偏りなく選定するため、次の手順で調査単位区を抽出した。

(1) ブロックの設定と抽出

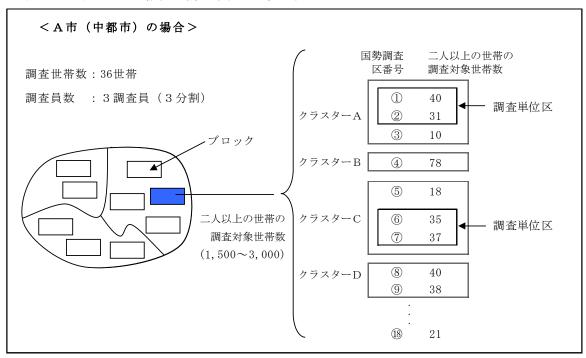
調査市町村内の全域^{注3}を、国勢調査調査区(以下「国勢調査区」という。)を単位として、 当該市町村に必要な調査員の数(当該市町村の二人以上の世帯の調査世帯数を12で除した 数)と同数の地域に分割する。なお、分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調 査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、二人以上の世帯の調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、更に区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

(2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



注3 平成27年国勢調査調査区のうち、特別調査区(特別な施設のある地域等)、水面調査区(水上生活者がいる地域等)などを除く一般調査区全域をいう。

(3) 調査単位区の抽出

上記(1)で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

ア 抽出方法

- (ア) 上記(2)で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。
- (4) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする(図2のクラスターA及びC参照)。

イ 抽出上の対応

- (ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。
- (イ) ただし、調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査 単位区間の距離は3キロメートル未満とする。
- (ウ) 次のクラスターについては抽出しない。
 - ① 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスター
 - ② 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下(可能であれば10年以下)の国勢調査区が含まれるクラスター
 - ③ 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスター
 - ④ 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスター

7 調査世帯の抽出

(1) 抽出世帯数

ア 二人以上の世帯

二人以上の世帯における調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」※を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯を乱数表により抽出する。「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯は、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数(6世帯)を配分する。

※この名簿には単身世帯についても掲載する。

イ 単身世帯

単身世帯の一般単位区における調査世帯の抽出に当たっては、二人以上の世帯で作成 した「一般単位区世帯名簿」から、1調査単位区当たり1世帯を乱数表により抽出する。

また、単身世帯の寮・寄宿舎単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から6世帯を乱数表により抽出する。

(2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、便宜上、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外する。

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 世帯主が長期間 (3か月以上) 不在の世帯
- オ 外国人世帯 (家計簿の記入に支障がある世帯)
- カ 15歳未満の単身世帯
- キ 社会施設又は矯正施設の入所者
- ク 病院又は療養所の入所者
- ケ 自衛隊の営舎内居住者

(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代わりの世帯を抽出する。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査 単位区内から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出する。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出する。

Ⅲ 調査世帯、調査単位区及び市町村の交替

1 概要

調査世帯の交替は調査期間の終了、調査単位区の交替及び調査市町村の交替の際に行われる。 同一世帯の調査期間は、調査世帯の負担に配慮するとともに、標本を固定することによる 偏りの発生を防ぐため、二人以上の世帯では6か月間、単身世帯では3か月間とする。

調査単位区は、同じ世帯が反復して調査されることを防ぐため、1年間調査した後に交替する。

調査市町村のうち、都市階級が「小都市B・町村」に区分される市町村は、調査対象世帯数が少ないため、5年間継続して調査することが困難なケースがあるので、各市町村の調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年数を定め、この年数に達した場合は、原則として交替する。

2 調査期間の終了による調査世帯の交替

(1) 定期交替

調査世帯は、二人以上の世帯では、6か月間調査した後、7か月目に別の世帯と交替する。また、単身世帯では、一般単位区、寮・寄宿舎単位区とも3か月間調査した後、4か月目に別の世帯と交替する。

これらの調査世帯の交替は、同一調査単位区内で行われる場合と調査単位区の交替に 伴って行われる場合がある。これらの交替を「定期交替」という。

定められた調査期間を終了し、同一調査単位区内の別の世帯と交替する場合は、調査員は再び当該調査単位区内を実地に踏査し、単位区世帯名簿(一般単位区用、寮・寄宿舎単位区用)を補正した上で、新たな調査世帯を抽出する。

(2) その他の交替

調査期間中に転居、病気及び療養等のやむを得ない理由により、世帯が調査を続けられなくなった場合も調査世帯を交替する。このような調査世帯の交替を「臨時交替」という。 調査世帯の交替はこれらの事情が生じた時点で実施し、代替の世帯を同じ調査単位区内から抽出する。この際、二人以上の世帯の場合は同じ世帯区分(「 Π -7-(1)」参照)から、また、単身世帯の一般単位区の場合は同じ性別から、それぞれ乱数表により抽出する。また、調査期間は前調査世帯の残りの期間とする。

3 調査単位区の交替

(1) 交替のローテーション

ア 一般単位区

調査単位区は、1年間調査した後、定められた手順(「Ⅱ-6-(3)」参照)に従って、 同一ブロック内のほかのクラスターの調査単位区と交替する。

なお、この調査単位区の交替は、全国全ての調査単位区で同時に行わず、調査単位区 を12の組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。

また、1調査員の受け持つ2つの調査単位区は同時に交替せず、3か月ずらして交替する。 この2調査単位区の組合せと、それぞれの調査単位区の交替月を図3-1に示す。

なお、図3-1の単位区符号の数字は、調査単位区が交替する月を示している。

イ 寮・寄宿舎単位区

調査単位区は、6か月間調査した後、定められた手順に従って同一層内の調査単位区と交替する。この調査単位区の交替は、全ての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を6つの組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。この調査単位区の交替月を図3-2に示す。

5月 8月 1月 2月 3 月 4 月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 単位区符号 二人以上 01 | [単身 04 [二人以上 単身 07 [二人以上 単身 10 | [一八 二人以上 02 [二人以上 単身 二人以上 「一八、 単身 05 二人以上 し 単身 08 11 [二人以上 単身 03 [二人以上 単身 06 | [一八, 二人以上 09 | [一八 一人以上 [二人] 二人以上 12

図3-1 単位区符号別調査単位区の交替(一般単位区)

- 調査単位区の交替
- △ 同一調査単位区内における調査世帯の交替
- 「―」、「--」、「=」は、いずれも1世帯に対して継続して調査する期間を示す。
- 注) 1調査員は6つの枠のうち、いずれかの1枠内の2調査単位区を受け持つ。

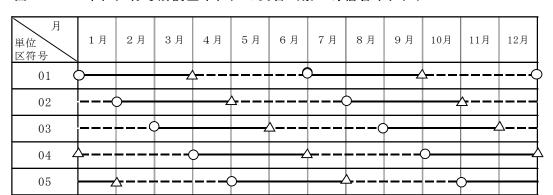


図3-2 単位区符号別調査単位区の交替 (寮・寄宿舎単位区)

○ 調査単位区の交替

06

△ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

(2) 交替の方法

ア 一般単位区

1調査員が担当する2調査単位区は、同一ブロック又は隣接したブロックに含まれ、 次のように交替する。

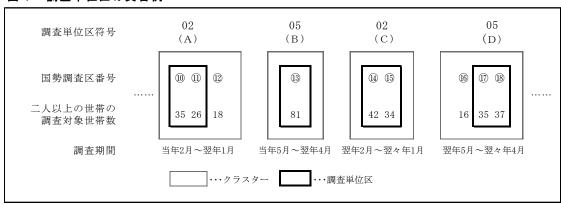
 \triangle

例えば、図4に示すように、ある調査員の担当する調査単位区の単位区符号が「02」と「05」で、まず国勢調査区番号⑩及び⑪からなる調査単位区A(単位区符号は「02」)と、国勢調査区番号⑬からなる調査単位区B(単位区符号は「05」)が割り当てられたとする。

この場合、調査単位区Aは2月から翌年1月までの期間、調査単位区Bは5月から翌年4月までの期間調査される。調査単位区Aは翌年2月に国勢調査区番号⑭及び⑮からなる調査単位区Cと交替し、調査単位区Bは翌年5月に国勢調査区番号⑰及び⑱からなる調査単位区Dと交替する。さらに翌々年の2月になると、調査単位区Cを別の調査単位区と交替して、単位区符号「02」を付与する。以後、同じ手順で反復する。

なお、ブロック内のクラスターを使い切った時には、隣接するブロックから抽出する。

図4 調査単位区の交替例



イ 寮・寄宿舎単位区

平成27年国勢調査の調査区地図上で無作為に一つの単位区を起点として定め、同時に 交替する単位区を抽出する方向を決め、6か月ごとに順次交替する。

4 調査市町村の交替

都市階級が「小都市B・町村」に区分される調査市町村は、調査対象世帯数が少ないため、 調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年数を定め、原則としてこの年数に達した市町村 は交替する。

当該調査市町村の交替は、毎年1月から3月にかけて実施することとし、交替する月は当該市町村の調査単位区符号によって決まる。

調査単位区符号が「01」、「04」、「07」、「10」の場合には1月に、「02」、「05」、「08」、「11」の場合には2月に、「03」、「06」、「09」、「12」の場合には3月に、それぞれ交替する。

Ⅳ 平均値及び標本誤差の推定方法

1 二人以上の世帯

二人以上の世帯の集計では、抽出率に基づく調整係数に、労働力調査の集計で推定される 世帯数を補助情報とする世帯分布の補正係数を乗じたウェイトを用いて、平均値を推定する。

調整係数とは、各層における1調査世帯が何世帯の代表であるかを示す値が基準となっている。しかし、単純な抽出率の逆数では、層によっては数値が大きくなってしまい、集計や分析の上で扱いにくいため、那覇市の抽出率の逆数に対する各層の抽出率の逆数の比となっている。那覇市を基準とするのは、抽出率が全国の層の中で最も大きいためである。各層(調査市町村)の調整係数を巻末の別表2に示す。

世帯分布の補正には、労働力調査の集計で推定される世帯数の直近12か月の平均値を補助情報として使用する。世帯分布の補正は地方別、世帯人員別に行う。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

ア 平均値の推定式

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{ijkm} C_{ij} \alpha'_{ik} x_{ijkm}}{\sum_{ij} W_{ij}}$$

$$\alpha'_{ik} = \alpha_{ik} \left(\frac{n_{ik}}{n'_{ik}} \right) \qquad C_{ij} = \frac{W_{ij}}{\sum_{k} \alpha'_{ik} n'_{ijk}}$$

$$\alpha_{ik} = \frac{\frac{N_{ik}}{n_{ik}}}{\frac{1}{\beta}} = \beta \frac{N_{ik}}{n_{ik}} \qquad \beta = \frac{168}{83746} \quad (那覇市の抽出率)$$

i : 地方10区分(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)

i : 世帯人員4区分(2人、3人、4人、5人以上)

k : 168層 (調査市町村)

m : 世帯

X:支出金額又は数量

W:調査対象世帯数(労働力調査での推定値(直近12か月平均))

α':調整済み調整係数

α :調整係数

n :調查予定世帯数

n':集計世帯数

 $oldsymbol{C}$:世帯数分布を補正するために乗じる係数(以下「補正係数」とする。)

N:調査市町村が属する層の調査対象世帯数(標本設計時の母集団情報)

イ 推定値の標準誤差

(ア) 標準誤差の推定式

二人以上の世帯における全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では、 α_{k} の代わりに α_{ik}' C_{ij} 及び n_{ijk} の代わりに n_{ijk}' を用いる。

$$\sigma^{2}(\overline{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^{2}} \left(\sum_{ij} W_{ij}^{2} \sigma^{2}(\overline{x}_{ij}) + \sum_{i} \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} Cov(\overline{x}_{ij(1)}, \overline{x}_{ij(2)})\right)$$

$$(j(1) \neq j(2))$$

$$\overline{x}_{ij} = \frac{\sum_{k} \sum_{m} \alpha_{ik} x_{ijkm}}{\sum_{k} \alpha_{ik} n_{ijk}}$$

 $\sigma^2(\bar{x})$: 全国平均の推定値の標準誤差の2乗

 $\sigma^2ig(ar{x}_{ij}ig)$: i地方、j世帯人員区分の平均の推定値の標準誤差の 2乗

 $Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$: i地方、j(1)世帯人員区分の平均の推定値とi地方、j(2)世帯人員区分の平均の推定値との共分散

j(⋅) : 世帯人員区分の1区分

$$\sigma^2(\overline{x}_{ii})$$
、 $Cov(\overline{x}_{ii(1)}, \overline{x}_{ii(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^{2}(\bar{x}_{ij}) = \sum_{k} E_{n} \left(\frac{\alpha_{ik}^{2} n_{ijk}^{2}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^{2}} \sigma^{2}(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \right) + \sum_{k} \mu_{ijk}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right)$$

$$+ \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_{n} \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \qquad (k(1) \neq k(2))$$

$$Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ij(1)k(1)} \mu_{ij(2)k(2)} Cov_{n} \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right)$$

$$(j(1) \neq j(2), k(1) \otimes \mathcal{O}(k(2)) \Leftrightarrow k(2) \Leftrightarrow k(2) \Leftrightarrow k(3) \Leftrightarrow k(3)$$

 $\sigma^2ig(ar{x}_{ijk}ig|n_{ijk}ig)$: n_{ijk} が与えられたときの $ar{x}_{ijk}$ の条件付標準誤差の2乗

 $E_n(\cdot)$:標本数の変動に関する・の期待値

 $Var(\cdot)$:標本数の変動に関する・の分散

 $Coy(\cdot)$:標本数の変動に関する・の共分散

μ : 母平均

k(·) : 調査市町村のうちの1市町村

k': 168層 (調査市町村)

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

 $\sigma^2 \left(\overline{x}_{ijk} \left| n_{ijk} \right. \right)$ には次の近似値を代用する。

$$\overline{\sigma}^{2}\left(\overline{x}_{ijk}\left|n_{ijk}\right.\right) \approx \frac{Var\left(x_{ijk}\right)}{n_{iik}}$$

 $Varig(x_{ijk}ig)$: i地方、j世帯人員、k市町村の支出金額の分散

この近似値を用いて、 $\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{ij}) = \sum_{k} E_{n} \left(\frac{\alpha_{ik}^{2} n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^{2}} \right) Var(x_{ijk}) + \sum_{k} \mu_{ijk}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) + \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_{n} \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) (k(1) \neq k(2))$$

標本数の変動に関する母数は次のように 1 年間の変動から推定する。ただし、 $\sum_{k'}\alpha_{ik'}n_{ijk'}{}^{(t)}=0$ のときは、その地方、世帯人員区分、市町村及び月を除いて計算する。

$$\begin{split} \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik}^{2} n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^{2}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ik}^{2} n_{ijk}^{(t)}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \right)^{2}} \right) \\ \overline{Var}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} - \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \right)^{2} \\ \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) &= \frac{1}{b} \left(\sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}^{(t)}} - \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}} \right) \right) \\ \times \left(\frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}^{(t)}} - \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) \right) \right) \end{split}$$

t : 1月~12月

b : $\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \neq 0$ の月数 $(b \le 12)$

 $j(\cdot)$:世帯人員区分1区分

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\overline{Var}(x_{ijk}) = \frac{\sum_{m} (x_{ijkm} - \overline{\mu}_{ijk})^{2}}{n_{ijk}}$$

$$\overline{\mu}_{ijk} = \frac{\sum_{m} x_{ijkm}}{n_{iik}}$$

なお、母平均の推定量 $\frac{-}{\mu_{iik}}$ が得られないときは0で計算する。

また、分散の推定量 $\overline{Var}(x_{ijk})$ が得られないときは、次の式から得られる地方内の単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}'(x_{ijk}) = \frac{\sum_{k} \sum_{m} (x_{ijkm} - \overline{\mu}_{ij})^{2}}{\sum_{k} n_{ijk}}$$

$$\overline{\mu}_{ij} = \frac{\sum_{k} \sum_{m} x_{ijkm}}{\sum_{l} n_{ijk}}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「(イ)」で求めた母数の推定量を用いて、全国の月平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^{2}} \left(\sum_{ij} W_{ij}^{2} \overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{ij}) + \sum_{i} \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} \overline{Cov}(\overline{x}_{ij(1)}, \overline{x}_{ij(2)})\right)$$

$$(j(1) \neq j(2))$$

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{ij}) = \sum_{k} \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik}^{2} n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^{2}} \right) \overline{Var}(x_{ijk}) + \sum_{k} \overline{\mu}_{ijk}^{2} \overline{Var}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) + \sum_{k} \overline{\mu}_{ijk}^{2} \overline{Var}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) + \sum_{k} \overline{\mu}_{ijk}^{2} \overline{Var}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} , \frac{\alpha_{ik} n_{ijk'}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \right)$$

$$\overline{Cov}(x_{ij(1)}, x_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \overline{\mu}_{ij(1)k(1)} \overline{\mu}_{ij(2)k(2)} \overline{Cov}_{n} \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}} \right)$$

$$(j(1) \neq j(2))$$

(家計収支編)

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_{year}^{2}(\overline{x}) = \frac{\sum_{t} \overline{\sigma}^{2}(\overline{x})^{(t)}}{12^{2}} \qquad (t = 1 \sim 12)$$

 $\sigma^{-2}(\overline{x})^{(t)}$: t月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

(貯蓄負債編)

四半期平均及び年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_{\mathcal{Q}}^{2}(\overline{x}) = \frac{\sum_{t}^{\sigma^{2}}(\overline{x})^{(t)}}{3^{2}} \times \frac{18^{(注)}}{8} \qquad \qquad (t = 当該3か5)$$

$$\overline{\sigma}_{year}^{2}(\overline{x}) = \frac{\sum_{t}^{-2} (\overline{x})^{(t)}}{12^{2}} \times \frac{72^{(2\pm)}}{17} \qquad (t = 1 \sim 12)$$

 $\sigma^{-2}(ar{x})^{(t)}$:t月の推定値の標準誤差の2乗

 $\sigma_{\mathcal{Q}}^{-2}(ar{x})$:四半期の推定値の標準誤差の2乗

 $-\sigma_{year}^{2}(ar{x})$: 年平均の推定値の標準誤差の2乗

(注): 貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目に調査した金額を6か月間の当該世帯の貯蓄及び負債としているため、係数を用いて調査世帯数を補正している。

これより、標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

標準誤差(%) =
$$\sqrt{\sigma^2(\bar{x})}$$

標準誤差率(%) =
$$100 \times \frac{\sqrt{\overline{\sigma}^2(\overline{x})}}{\overline{x}}$$

2 単身世帯

(1) 四半期平均 (調整係数を用いない)

単身世帯の四半期平均値の推定では、時系列の安定性を重視する観点から、後述する年 平均の推定とは異なる。具体的には、四半期平均値の推計は、調整係数をウェイトに用い ずに、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とした世帯分布の補正のみ行う。 世帯分布の補正は、性及び年齢階級別に行う。

なお、この推定値は不偏推定量とはならない。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

ア 平均値の推定

全国の四半期平均 (\bar{x}_o) は次のように推定する。

$$\bar{x}_{\mathcal{Q}} = \frac{\sum_{d} \bar{x}_{d}}{3}$$

Q : 各四半期(1月~3月、4月~6月、7月~9月、10月~12月)

 \bar{X}_d : d月の全国平均の推定値

d: 四半期に属する3か月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\overline{x}_d = \frac{\sum_{gm} C_g x_{gm}}{\sum_g W_g}$$

$$C_g = \frac{W_g}{n_g'}$$

g : 世帯数分布の補正区分(男女×年齢階級3区分(35歳未満、35~59歳、60

歳以上)による6区分)(以下「補正区分」という。)

X:支出金額又は数量

m : 世帯

W:調査対象世帯数(労働力調査での推定値(直近12か月平均))

 C
 : 補正係数

 n'
 : 集計世帯数

イ 推定値の標準誤差

(ア) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では \mathbf{n} の代わりに \mathbf{n}' を用いる。

$$\sigma^{2}(\overline{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{g} W_{g}\right)^{2}} \left(\sum_{g} W_{g}^{2} \sigma^{2}(\overline{x}_{g})\right)$$

$$\overline{x}_g = \frac{\sum_{m} x_{gm}}{n_g}$$

 $\sigma^2(ar{x})$:全国平均の推定値の標準誤差の2乗

 $\sigma^2(\overline{x}_g)$: g補正区分の平均値の推定値の標準誤差の 2 乗

 $\sigma^2(\bar{x}_g)$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\overline{x}_g) = \sigma^2(\overline{x}_g|n_g)$$

 $\sigma^2ig(\overline{x}_gig|n_gig)$: n_g が与えられたときの \overline{x}_g の条件付標準誤差の2乗

μ : 母平均

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その 求め方は次のとおり。

 $\sigma^2ig(\overline{x}_gig|n_gig)$ を推定するためには、調査を行っていない市町村の評価などを行わなけ

ればならない。しかし、補正区分別、市町村別の標本数はほとんどが 0 から 2 であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\overline{\sigma}^2 \left(\overline{x}_g | n_g \right) \approx \frac{Var(x_g)}{n_g}$$

 $Var\left(x_{g}\right)$: g補正区分の分散

この近似値を用いて、 $\frac{-2}{\sigma}(\bar{x}_g)$ を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{g}) = \frac{n_{g}}{n_{g}^{2}} Var(x_{g})$$

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。母平均の推定量 μ_g が得られないときは0で計算する。また、分散の推定量 $\overline{Var}(x_g)$ が得られないときは0で計算する。

$$\overline{\mu}_{g} = \frac{\sum_{m} x_{gm}}{n_{g}}$$

$$\overline{Var}(x_{g}) = \frac{\sum_{m} (x_{gm} - \overline{\mu}_{g})^{2}}{n_{g}}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「(イ)」で求めた母数の推定量を用いて、毎月の全国平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{g} W_{g}\right)^{2}} \left(\sum_{g} W_{g}^{2} \overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{g})\right)$$

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{g}) = \frac{n_{g}}{n_{g}^{2}} \overline{Var}(x_{g})$$

四半期平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_{\varrho}^{2}(\overline{x}) = \frac{\sum_{d} \overline{\sigma}^{2}(\overline{x})^{(d)}}{3^{2}}$$

 $\sigma_{\mathcal{Q}}^{2}(\bar{\mathbf{x}})$: 四半期平均の推定値の標準誤差の2乗

 $\sigma^{-2}(ar{x})^{\!\!\!(d)}$: d月の平均の推定値の標準誤差の 2 乗

これより、四半期平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

標準誤差(%) =
$$\sqrt{\overline{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}}$$

標準誤差率(%) =
$$100 \times \frac{\sqrt{\overline{\sigma_Q}^2(\overline{x})}}{\overline{x_Q}}$$

(2) 年平均 (調整係数を用いる)

年平均値の推定では、不偏性を重視する観点から世帯分布の補正に加えて調整係数を ウェイトに用いている。単身世帯の集計における調整係数は、一般単位区の世帯について は地方・都市階級別に算出し、寮・寄宿舎単位区の世帯については地方別に算出している。 地方・都市階級別の調整係数を巻末の別表3に示す。なお、ここでの「都市階級」は、次 に示すとおり標本設計で用いた都市階級とは異なる。

都市階級	人口規模等			
大都市	政令指定都市			
中都市(県庁市)	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市			
中都市(県庁市以外)	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市でない市			
小都市・町村	人口15万未満の市及び町村			

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

ア 平均値の推定値

全国の年平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_{year} = \frac{\sum_{p} \bar{x}_{p}}{12}$$

 $ar{x}_p$: p 月の全国平均の推定値

p : 1月∼12月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\overline{x}_{p} = \frac{\sum_{i'hgm} C_{i''g} \alpha'_{i'h} x_{i'hgm} + \sum_{i''gm} C_{i''g} \alpha'_{i''} x_{i''gm}}{\sum_{i''g} W_{i''g}}$$

$$C_{i''g} = \frac{W_{i''g}}{\sum_{h} \alpha'_{i'h} n'_{i'hg} + \alpha'_{i''} r''_{i''g}}$$

$$lpha'_{i'h} = lpha_{i'h} rac{n_{i'h}}{n'_{i'h}} \qquad \qquad lpha'_{i''} = lpha_{i''} rac{r_{i''}}{r'_{i''}}$$

$$\alpha_{i'h} = \beta \frac{N_{i'h}}{n_{i'h}} \qquad \alpha_{i''} = \beta \frac{R_{i''}}{r_{i''}}$$

 $\beta = \frac{168}{83746}$ (二人以上の世帯の那覇市の抽出率)

i': 地方7区分(北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州、 沖縄)

i": 地方6区分(北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・ 沖縄)

h :都市階級区分(大都市、中都市(県庁市)、中都市(県庁市以外)、小都市・町村)

g:世帯数分布の補正区分

m : 世帯

C : 補正係数

α' : 調整済み調整係数X : 支出金額又は数量

W:調査対象世帯数(労働力調査での推計値)

α :調整係数

n: 一般単位区の調査予定世帯数

n': 一般単位区の集計世帯数

ア : 寮・寄宿舎単位区の調査予定世帯数

r': 寮・寄宿舎単位区の集計世帯数

N: 一般単位区の調査対象世帯数(標本設計時の母集団情報)

R : 寮・寄宿舎単位区の調査対象世帯数 (標本設計時の母集団情報)

イ 推定値の標本誤差

(ア) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では α_{ih} の代わりに $\alpha'_{i'h}C_{i''g}$ (一般単位区の場合)又は $\alpha'_{i''}C_{i''g}$ (寮・寄宿舎単位区の場合)を、 n_{igh} の代わりに $n'_{i'gh}$ (一般単位区の場合)又は $r'_{i''g}$ (寮・寄宿舎単位区の場合)を用いる。

$$\sigma^{2}(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^{2}} \left(\sum_{ig} W_{ig}^{2} \sigma^{2}(\bar{x}_{ig}) + \sum_{i} \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)g(2)} Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})\right)$$

$$\left(g(1) \neq g(2)\right)$$

$$\bar{x}_{ig} = \frac{\sum_{h} \sum_{m} \alpha_{ih} x_{ighm}}{\sum_{h} \alpha_{ih} n_{igh}}$$

 $\sigma^2(ar{x})$: 全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗

 $\sigma^2(ar{z}_{i_o})$: i地方、g補正区分別平均の推定値の標準誤差の2乗

 $Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$: i地方、g(1)補正区分別平均の推定値とi地方、g(2)補正区分別平均の推定値の共分散

g(*) : 補正区分1区分

$$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$$
と $Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^{2}(\overline{x}_{ig}) = \sum_{h} E_{n} \left(\frac{\alpha_{ih}^{2} n_{igh}^{2}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^{2}} \sigma^{2}(\overline{x}_{igh} | n_{igh}) \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh'}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh'}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh$$

 $\sigma^2ig(ar{x}_{igh}ig|n_{igh}ig)$: n_{igh} が与えられたときの $ar{x}_{igh}$ の条件付標準誤差の2乗

 $E_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する・の期待値

 $Var_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する・の分散

 $Cov_n(\cdot)$:標本数の変動に関する・の共分散

h(・) : 都市階級区分の1区分

μ : 母平均

h':都市階級区分

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

 $\sigma^2ig(ar{x}_{igh}ig|n_{igh}ig)$ の推定に当たっては、調査を行っていない市町村の評価などを行わな

ければならない。しかし、補正区分別、調査市町村別の標本数はほとんどが 0 から 2 であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\overline{\sigma}^{2} \left(\overline{x}_{igh} \middle| n_{igh} \right) \approx Var \left(x_{igh} \right)$$

 $Varig(x_{igh}ig)$: i地方、g補正区分、h都市階級の分散

この近似値を用いて $\sigma^2(\bar{x}_{ie})$ を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{ig}) = \sum_{h} E_{n} \left(\frac{\alpha_{ih}^{2} n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^{2}} \right) Var(x_{igh}) + \sum_{h} \mu_{igh}^{2} Var_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) + \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} Cov_{n} \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \qquad (h(1) \neq h(2))$$

標本数の変動に関する母数は次のように 1 年間の変動から推定する。ただし、 $\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} ^{(t)} = 0$ のときは、その地方、補正区分、都市階級及び月を除いて計算する。

$$\begin{split} \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih}^{2} n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^{2}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ih}^{2} n_{igh}^{(t)}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \right)^{2}} \right) \\ \overline{Var}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} - \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)^{2} \\ \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}} \cdot \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_{t} \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}^{(t)}} - \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}} \right) \right) \\ \times \left(\frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} - \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) \right) \right) \end{split}$$

t : 1月~12月

n:標本数

$$b$$
 : $\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \neq 0$ の月数 $(b \le 12)$

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\overline{Var}(x_{igh}) = \frac{\sum_{m} (x_{ighm} - \overline{\mu}_{igh})^{2}}{n_{igh}}$$

$$\overline{\mu}_{igh} = \frac{\sum_{m} x_{ighm}}{n_{igh}}$$

なお、母平均の推定量 $\stackrel{-}{\mu_{igh}}$ が得られないときは0で計算する。

また、母分散の推定量 $\overline{Var}ig(x_{igh}ig)$ が得られないときは、次の式から得られる地方内の単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}'(x_{igh}) = \frac{\sum_{h} \sum_{m} (x_{ighm} - \overline{\mu}_{ig})^{2}}{\sum_{h} n_{igh}}$$

$$\overline{\mu}_{ig} = \frac{\sum_{h} \sum_{m} x_{ighm}}{\sum_{ighm} n_{igh}}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

以上の母数の推定量を用いて、全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗を次のよう に推定する。

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^{2}} \left(\sum_{ig} W_{ig}^{2} \overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{ig}) + \sum_{i} \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)} W_{ig(2)} \overline{Cov}(\overline{x}_{ig(1)}, \overline{x}_{ig(2)})\right) \\
(g(1) \neq g(2))$$

$$\overline{\sigma}^{2}(\overline{x}_{ig}) = \sum_{h} \overline{E}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih}^{2} n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^{2}} \overline{Var}(x_{igh}) + \sum_{h} \overline{\mu}_{igh}^{2} \overline{Var}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}\right) + \sum_{h(1)h(2)} \overline{\mu}_{igh(1)} \overline{\mu}_{igh(2)} \overline{Cov}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}\right) + \sum_{h(1)h(2)} \overline{\mu}_{ig(1)h(1)} \overline{\mu}_{ig(2)h(2)} \overline{Cov}_{n} \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}}\right) + \left(g(1) \neq g(2)\right)$$

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_{year}^{2}(\overline{x}) = \frac{\sum_{p} \overline{\sigma}^{2}(\overline{x})^{(p)}}{12^{2}} \qquad (p = 1 \sim 12)$$

$$\overset{-2}{\sigma}(ar{x})^{(p)}$$
 :p月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

これより、年平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

標準誤差(%) =
$$\sqrt{\overline{\sigma}_{year}^2(\overline{x})}$$

標準誤差率(%) =
$$100 \times \frac{\sqrt{\overline{\sigma}_{year}^2(\overline{x})}}{\overline{x}}$$

別表 1 地方·都市階級、層別市町村一覧

[県庁所在市、政令指定都市]

									<u>[県庁所在市、政令指定都市]</u>
地 方	都市階級	層番号	層化基準	調査世帯数	二人以上の 世帯の調査 対象世帯数	調整係数	対象 市町 村数	層に含まれる市	ī ・ <u>下線</u> はH30標本改正時の調査市
北海道	県		_	96	545, 173	11.4	1	(01北海道)	100札幌市
東北	県	_	_	96	79, 434	1. 7	1	(02青森県)	201青森市
	***	_	_	96	79, 489	1. 7	1	(03岩手県)	201盛岡市
		_	_	96	283, 021	5. 9	1	(04宮城県)	100仙台市
		_	_	96	87, 965	1. 8	1	(05秋田県)	201秋田市
		_	_	96	67, 164	1. 4	1	(06山形県)	201山形市
		_	_	96	79, 191	1. 7	1	(07福島県)	201福島市
関東	県	_	_	96	74, 346	1. 6	1	(08茨城県)	201水戸市
		_	_	96	143, 826	3. 0	1	(09栃木県)	<u>201宇都宮市</u>
			_	96	93, 721	2. 0	1	(10群馬県)	201前橋市
		_	_	96	354, 217	7. 4	1	(11埼玉県)	<u>100さいたま市</u>
		_	_	96	276, 813	5. 8	1	(12千葉県)	100千葉市
		_	_	408	2, 368, 628	11.6	1	(13東京都)	100特別区部
		_	_	144	1, 047, 737	14. 6	1	(14神奈川県)	
		_	_	96	52, 705	1. 1	1	(19山梨県)	201甲府市
		_	_	96	105, 516	2. 2	1	(20長野県)	201長野市
	政	_	_	96		8. 3	1	(14神奈川県)	
		_	_	96	200, 597	4. 2	1	(14神奈川県)	
北陸	県	_	_	96	217, 047	4. 5	1	(15新潟県)	100新潟市
	711	_	_	96		2. 4	1	(16富山県)	201富山市
		_	_	96	122, 254	2. 6	1	(17石川県)	201金沢市
		_	_	96	69, 354	1. 4	1	(18福井県)	201福井市
東海	県	_	_	96	110, 572	2. 3	1	(21岐阜県)	201岐阜市
	***	_	_	96	196, 565	4. 1	1	(22静岡県)	100静岡市
		_	_	108	610, 618	11. 3	1	(23愛知県)	<u>100名古屋市</u>
		_	_	96	78, 146	1. 6	1	(24三重県)	201津市
	政	_	_	96	217, 095	4. 5	1	(22静岡県)	130浜松市
近畿	県	_	_	96	96, 804	2. 0	1	(25滋賀県)	201大津市
	***	_	_	96	385, 580	8. 1	1	(26京都府)	100京都市
		_	_	132	695, 208	10.6	1	(27大阪府)	100大阪市
		_	_	96	424, 424	8. 9	1	(28兵庫県)	100神戸市
		_	_	96	104, 181	2. 2	1	(29奈良県)	201奈良市
		_	_	96	104, 429	2. 2	1	(30和歌山県)	201和歌山市
	政	_	_	96	239, 081	5. 0	1	(27大阪府)	140堺市
中国	県	_	_	96	50, 884	1. 1	1	(31鳥取県)	<u>201鳥取市</u>
		_	_	96	54, 257	1. 1	1	(32島根県)	201松江市
		_	_	96	191, 792	4. 0	1	(33岡山県)	100岡山市
		_	_	96	329, 517	6. 9	1	(34広島県)	<u>100広島市</u>
		_	_	96	53, 442	1. 1	1	(35山口県)	203山口市
四国	県	_	_	96	68, 495	1. 4	1	(36徳島県)	<u>201徳島市</u>
		_	_	96	116, 608	2. 4	1	(37香川県)	<u>201高松市</u>
		_	_	96	140, 901	2. 9	1	(38愛媛県)	<u>201松山市</u>
		_	_	96	91, 662	1. 9	1	(39高知県)	<u>201高知市</u>
九州	県	_		96		8. 0	1	(40福岡県)	<u>130福岡市</u>
		_	_	96	62, 545	1. 3	1	(41佐賀県)	<u>201佐賀市</u>
		_	_	96		2. 5	1	(42長崎県)	201長崎市
		_	_	96		4. 2	1	(43熊本県)	<u>100熊本市</u>
		_	_	96	133, 365	2. 8	1	(44大分県)	<u>201大分市</u>
				96		2. 3	1	(45宮崎県)	<u>201宮崎市</u>
		_	_	96		3. 4	1	(46鹿児島県)	<u>201鹿児島市</u>
	政			96		5. 6	1	(40福岡県)	<u>100北九州市</u>
沖縄	県	_	_	168	83, 746	1.0	1	(47沖縄県)	<u>201那覇市</u>

									市、小都市A]
地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市 ・ <u>下</u>	<u>線</u> はH30標本改〕	E時の調査市
北海道	中	1	人口集中地区人口比率89.3%未満	124, 868	7. 0	2	(01北海道) <u>202函館市</u>	213苫小牧市	
		2	人口集中地区人口比率89.3%以上	195, 684	10. 9	3	(01北海道) 204旭川市	206釧路市	207帯広市
	小Α	1	人口増減率-2.1%未満、	87, 606	7. 3	3	(01北海道) <u>208北見市</u>	217江別市	235石狩市
		2	65歳以上世帯数比率41.1%未満 人口増減率-2.1%未満、	85. 067	7. 1	3	(01北海道) 203小樽市	<u>205室蘭市</u>	210岩見沢市
			65歳以上世帯数比率41.1%以上	,					
		3	人口増減率-2.1%以上	64, 347	5. 4	3	(01北海道) <u>224千歳市</u>	231恵庭市	234北広島市
東北	中	1	65歳以上世帯数比率38.8%未満	184, 819	10. 3	2	(07福島県) <u>203郡山市</u>	204いわき市	
		2	65歳以上世帯数比率38.8%以上	111, 197	6. 2	2	(02青森県) 202弘前市	<u>203八戸市</u>	
	小A	1	人口集中地区人口比率20.8%未満	175, 188	14. 6	8	(03岩手県) 205花巻市 (04宮城県) 205気仙沼市 (05秋田県) 203横手市	<u>209一関市</u> 212登米市 212大仙市	213栗原市
		•		100 111	10.4	_	(07福島県) 210二本松市		
		2	人口集中地区人口比率20.8%~33.3%未満	196, 414	16. 4	9	(02青森県) 205五所川原下 (03岩手県) 202宮古市	F 208むつ市 206北上市	215奥州市
							(04宮城県) 215大崎市	200461111	
							(05秋田県) <u>204大館市</u>	210由利本荘市	ī
		2		154 150	10.0	0	(07福島県) 213伊達市	0100400-	
		3	人口集中地区人口比率33.3%~53.7%未満	154, 156	12. 9	8	(02青森県) 206十和田市 (05秋田県) 202能代市	216滝沢市	
							(06山形県) 202米沢市	203鶴岡市	
							(07福島県) 205白河市	207須賀川市	212南相馬市
		4	人口集中地区人口比率53.7%以上	186, 598	15. 6	8	(04宮城県) <u>202石巻市</u>	203塩竈市	207名取市
							209多賀城市 (06山形県) 204酒田市	216富谷市 210天童市	
							(07福島県) 202会津若松市	210人主山	
関東	中	1	人口集中地区人口比率74.8%未満、	266, 447	14.8	5	(08茨城県) 221ひたちなた	か市	
			第2次産業就業者数比率32.4%未満、				(11埼玉県) <u>202熊谷市</u>	232久喜市	
			人口増減率-0.1%未満				(12千葉県) 208野田市	219市原市	
		2	人口集中地区人口比率74.8%未満、	225, 981	12. 6	3	(08茨城県) 220つくば市		
			第2次産業就業者数比率32.4%未満、				(10群馬県) 202高崎市		
		_	人口増減率-0.1%以上	054 740	44.0	_	(20長野県) 202松本市	20011-	
		3	人口集中地区人口比率74.8%未满、	251, 719	14. 0	5	(09栃木県) 203栃木市	208小山市	
			第2次産業就業者数比率32.4%以上				(10群馬県) 204伊勢崎市 (20長野県) 203上田市	205太田市	
		4	人口集中地区人口比率74.8%~88.8%未満、	351, 433	19. 6	5	(20長野県) 203上田市 (08茨城県) <u>202日立市</u>		
		4	第1次産業就業者数比率1.5%未満	331, 433	19.0	J	(11埼玉県) 214春日部市		
			另 久座未机未有数比平 1.3//1/本间				(12千葉県) 217柏市	220流山市	
							(14神奈川県) 212厚木市	220%, 113	
		5	人口集中地区人口比率74.8%~88.8%未満、	295, 529	16. 5	5	(11埼玉県) 201川越市	215狭山市	
			第1次産業就業者数比率1.5%以上	,			(12千葉県) <u>212佐倉市</u>		
							(14神奈川県) 206小田原市	211秦野市	
		6	人口集中地区人口比率88.8%~93.9%未満、	317, 468	17. 7	3	(11埼玉県) 219上尾市	222越谷市	
			第1次産業就業者数比率1.1%未満				(13東京都) 201八王子市		
		7	人口集中地区人口比率88.8%~93.9%未満、	345, 721	19. 3	4	(11埼玉県) <u>208所沢市</u>		
			第1次産業就業者数比率1.1%以上				(12千葉県) 221八千代市	005#19-	
		0		055 107	10.0		(14神奈川県) 203平塚市	205藤沢市	
		8	人口集中地区人口比率93.9%~95.9%未満	355, 127	19. 8	4	(11埼玉県) 230新座市		
							(13東京都) 209町田市 (14神奈川県) 201構須賀市	207茅ヶ崎市	
		9	人口集中地区人口比率95.9%以上、	334, 963	18. 7	5	(14神奈川県) <u>201横須賀市</u> (12千葉県) 203市川市	<u>207矛ヶ崎市</u> 227浦安市	
		9	第2次産業就業者数比率17.4%未満、	JU T , JUJ	10. /	J	(13東京都) 204三鷹市	211小平市	229西東京市
			(第200 産来が来有数に率17.4%を加入 人口増減率1.9%未満				ハマネルロン 207―周リ	7 ((-1) 1)	-20日本水川
		10	人口集中地区人口比率95.9%以上、	305, 106	17. 0	3	(12千葉県) 204船橋市		
			第2次産業就業者数比率17.4%未満、				(13東京都) 206府中市	208調布市	
			人口増減率1.9%以上						
		11	人口集中地区人口比率95.9%以上、	281, 134	15. 7	4	(12千葉県) 207松戸市	216習志野市	
			第2次産業就業者数比率17.4%~19.9%未満				(13東京都) 202立川市		
		10		040.000	10.0	_	(14神奈川県) 204鎌倉市	001##	
		12	人口集中地区人口比率95.9%以上、	346, 660	19. 3	4	(11埼玉県) <u>203川口市</u>	221草加市	
			第2次産業就業者数比率19.9%以上				(13東京都) 212日野市		
			<u> </u>				(14神奈川県) 213大和市		

									<u>[甲</u> 酮	<u>『市、小都市A]</u>
地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市	· <u>ጉ</u>	<u>線</u> はH30標本改.	
関東	小A	1	人口集中地区人口比率17.2%未満	307, 877	25. 7	16	(08茨城県)	212常陸太田市 227筑西市 206日光市	216笠間市 228坂東市	226那珂市 236小美玉市
							(10群馬県) (12千葉県) (19山梨県)	211安中市 215旭市 237山武市 208南アルプス市	230八街市	236香取市
							(20長野県)	200冊 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	220安曇野市	
		2	人口集中地区人口比率17.2%~35.5%未満	305, 307	25. 5	15	(08茨城県) (09栃木県) (10群馬県) (12千葉県)	211常総市 209真岡市 208渋川市 213東金市	222鹿嶋市 210大田原市 209藤岡市	232神栖市 213那須塩原市 212みどり市
							(20長野県)	205飯田市 217佐久市	206諏訪市 218千曲市	214茅野市
		3	人口集中地区人口比率35.5%~50.7%未満	323, 687	27. 1	13	(08茨城県) (09栃木県) (11埼玉県)	204古河市 204佐野市 207秩父市	205石岡市 205鹿沼市 210加須市	207結城市 212東松山市
							(12千葉県) (20長野県)	216羽生市 202銚子市 207須坂市	218深谷市 <u>210茂原市</u>	
		4	人口集中地区人口比率50.7%~61.6%未満	304, 980	25. 5	13	(08茨城県) (09栃木県) (10群馬県) (11埼玉県)	203土浦市 202足利市 207館林市 206行田市	208龍ケ崎市 216下野市 211本庄市	240幸手市
							(12千葉県) (20長野県)	242日高市 225君津市	211本 <u>年刊</u> 229袖ケ浦市	231印西市
		5	人口集中地区人口比率61.6%~86.2%未満、第2次産業就業者数比率24.6%未満	331, 572	27. 7	13	(08茨城県) (11埼玉県)	215塩 <u></u>	219牛久市 231桶川市 246白岡市	233北本市
							(12千葉県) (13東京都)	206木更津市 232白井市 225稲城市	211成田市 228あきる野市	228四街道市
		6	人口集中地区人口比率61.6%~86.2%未満、第2次産業就業者数比率24.6%以上	268, 171	22. 4	10	(08茨城県) (10群馬県) (11埼玉県) (13東京都)	224守谷市 203桐生市 209飯能市 243吉川市 205青梅市	225入間市	239坂戸市
					05.0	10	(14神奈川県) (19山梨県) (20長野県)	<u>214伊勢原市</u> 210甲斐市 204岡谷市		
		7	人口集中地区人口比率86.2%~94.9%未満	309, 631	25. 9	10	(11埼玉県) (12千葉県) (14神奈川県)	235富士見市 245ふじみ野市 222我孫子市 208逗子市 218綾瀬市	237三郷市 224鎌ケ谷市 215海老名市	241鶴ヶ島市 216座間市
		8	人口集中地区人口比率94.9%以上、 第2次産業就業者数比率17.4%未満		22. 6	9	(11埼玉県) (13東京都)	229和光市 203武蔵野市 214国分寺市 221清瀬市	210小金井市 215国立市 224多摩市	213東村山市 219狛江市
		9	人口集中地区人口比率94.9%以上、第2次産業就業者数比率17.4%以上	281, 230	23. 5	11	(11埼玉県) (13東京都)	223蕨市 228志木市 207昭島市 222東な留米市	224戸田市 234八潮市 218福生市 5223武蔵村山市	227朝霞市 220東大和市 227羽村市
北陸	中	1	_	171, 844	9. 6	3	(15新潟県)	<u>202長岡市</u>	222上越市	
	小Α	1	人口集中地区人口比率31.4%未満	130, 785	10. 9	8	(16富山県) (15新潟県) (16富山県)	202高岡市 210十日町市 226南魚沼市 210南砺市	212村上市	224佐渡市
		0		150, 205	10.0	7	(17石川県) (18福井県)	202七尾市 210坂井市	206加賀市	000±€ 8× m +
		2	人口集中地区人口比率31.4%以上、 人口增減率-1.4%未満	150, 395	12. 6	7	(15新潟県) (18福井県)	204三条市 213燕市 <u>202敦賀市</u>	205柏崎市 218五泉市 209越前市	206新発田市
		3	人口集中地区人口比率31.4%以上、 人口增減率-1.4%以上	116, 327	9. 7	5	(16富山県) (17石川県) (18福井県)	211射水市 203小松市 207鯖江市	210白山市	212野々市市

									[中都	市、小都市A]
地士	都市階	層番	層化基準	二人以上の世帯の	調整	対象市町	層に含まれる市	i		
方	級	号		調査対象 世帯数	係数	町村 数		· <u>下</u>	<u>線</u> はH30標本改訂	E時の調査市
東海	中	1	人口集中地区人口比率65.1%未満	344, 752	19. 2	6	(21岐阜県) (22静岡県) (23愛知県) (24三重県)	202大垣市 211磐田市 211豊田市 204松阪市	213西尾市 207鈴鹿市	
		2	人口集中地区人口比率65.1%以上、 人口増減率0.6%未満	363, 652	20. 3	5	(22静岡県) (23愛知県)	203沼津市 201豊橋市	210富士市 206春日井市	207豊川市
		3	人口集中地区人口比率65.1%以上、 人口増減率0.6%以上	347, 262	19. 4	4	(23愛知県) (24三重県)	202岡崎市 202四日市市	203一宮市	212安城市
	小Α	1	人口集中地区人口比率39.7%未満	312, 146	26. 1	16	(21岐阜県)	205関市 210恵那市 216瑞穂市	206中津川市 211美濃加茂市	209羽島市 i 214可児市
							(22静岡県)	213掛川市 220裾野市	215御殿場市	216袋井市
		2	人口集中地区人口比率39.7%~56.2%未満	348. 056	29. 1	13	(23愛知県) (24三重県) (21岐阜県)	231田原市 210亀山市 203高山市	232愛西市 215志摩市 204多治見市	216伊賀市 212土岐市
		_					(22静岡県)	207富士宮市 221湖西市	208伊東市	209島田市 220稲沢市
		3	人口集中地区人口比率56.2%~75.3%未満	312, 768	26. 1	11	(23愛知県) (24三重県) (21岐阜県)	208津島市 203伊勢市 213各務原市	215犬山市 205桑名市	208名張市
							(22静岡県) (23愛知県)	212焼津市 204瀬戸市 <u>217江南市</u> 230日進市	214藤枝市 214蒲郡市 223大府市 236みよし市	216常滑市 224知多市
		4	人口集中地区人口比率75.3%以上	338, 277	28. 3	13	(22静岡県) (23愛知県)	206三島市 205半田市 219小牧市 226尾張旭市	209碧南市 222東海市 229豊明市	210刈谷市 225知立市 233清須市
近畿	中	1	人口集中地区人口比率92.5%未満	335, 109	18. 7	4	(27大阪府) (28兵庫県)	234北名古屋市 202岸和田市 201姫路市	<u>237のま</u> の 219和泉市 210加古川市	238長久手市
		2	人口集中地区人口比率92.5%~96.1%未満	335, 675	18. 7	4	(28兵庫県)	203明石市 217川西市	204西宮市	214宝塚市
		3	人口集中地区人口比率96.1%以上、 65歳以上世帯数比率36.3%未満	352, 531	19. 6	4	(27大阪府) (28兵庫県)	203豊中市 207伊丹市	205吹田市	211茨木市
		4	人口集中地区人口比率96.1%以上、 65歳以上世帯数比率36.3%以上、 人口増減率-0.9%未満	372, 543	20. 8	4	(26京都府) (27大阪府)	204宇治市 207高槻市	212八尾市	<u>227東大阪市</u>
		5	人口集中地区人口比率96.1%以上、 65歳以上世帯数比率36.3%以上、 人口増減率-0.9%以上	313, 197	17. 5	3	(27大阪府) (28兵庫県)	<u>210枚方市</u> 202尼崎市	215寝屋川市	
	小A	1	65歳以上世帯数比率33.1%未満	228, 813	19. 1	10	(25滋賀県) (26京都府)	206草津市 211湖南市 214木津川市	207守山市	208栗東市
							(27大阪府) (28兵庫県) (29奈良県) (30和歌山県)	206泉大津市 219三田市 210香芝市	208貝塚市	
		2	65歳以上世帯数比率33.1%~36.2%未満	284, 198	23. 8	11	(25滋賀県) (26京都府)	202彦根市 211京田辺市	203長浜市	213東近江市
							(27大阪府)	213泉佐野市 224摂津市 229四條畷市	218大東市 225高石市	220箕面市 226藤井寺市
		3	65歳以上世帯数比率36.2%~40.8%未満、第2次産業就業者数比率22.5%未満	222, 108	18. 6	10	(26京都府) (27大阪府) (28兵庫県)	210八幡市 204池田市 206芦屋市		232阪南市
		4	65歳以上世帯数比率36.2%~40.8%未満、	239, 291	20. 0	9	(29奈良県) (30和歌山県) (26京都府)	204天理市 203橋本市 206亀岡市	209生駒市 206田辺市 208向日市	208紀の川市
		·	第2次産業就業者数比率22.5%~26.5%未満				(27大阪府) (29奈良県)	209守口市 228泉南市 205橿原市	214富田林市 230交野市 206桜井市	222羽曳野市
		5	65歳以上世帯数比率36.2%~40.8%未満、第2次産業就業者数比率26.5%以上	248, 134		10	(25滋賀県) (26京都府) (27大阪府) (28兵庫県) (29奈良県)	204近江八幡市 201福知山市 217松原市 216高砂市 202大和高田市	209甲賀市 209長岡京市 221柏原市 <u>229たつの市</u>	223門真市
		6	65歳以上世帯数比率40.8%以上	210, 745	17. 6	10	(25滋賀県) (26京都府) (27大阪府)	212高島市 202舞鶴市 216河内長野市	207城陽市	212京丹後市
							(27人級別) (28兵庫県) (29奈良県) (30和歌山県)	209豊岡市 203大和郡山市 202海南市	215三木市	223丹波市

									L中都	<u>「市、小都市A]</u>
地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市	· <u>下</u>	<u>線</u> はH30標本改	正時の調査市
中国	中	1	65歳以上世帯数比率41.1%未満	310, 530	17. 3	3	(33岡山県) (34広島県)	202倉敷市 207福山市	212東広島市	
		2	65歳以上世帯数比率41.1%以上	233, 122	13. 0	4	(32島根県) (34広島県) (35山口県)	203出雲市 202呉市 201下関市	202宇部市	
	小A	1	第1次産業就業者数比率3.4%未満	175, 654	14. 7	7	(33岡山県) (34広島県) (35山口県)	204玉野市 213廿日市市 206防府市 215周南市	207下松市 216山陽小野田市	210光市 5
		2	第1次産業就業者数比率3.4%~5.6%未満	139, 110		5	(31鳥取県) (33岡山県) (34広島県) (35山口県)	202米子市 205笠岡市 <u>204三原市</u> 208岩国市	208総社市	
		3	第1次産業就業者数比率5.6%以上	97, 512	8. 2	4	(32島根県) (33岡山県) (34広島県)	202浜田市 <u>203津山市</u> 205尾道市	209三次市	
四国	中	1		46, 008	2. 6	1	(38愛媛県)	202今治市		
	ΛA	1	_	243, 752	20. 4	11	(36徳島県) (37香川県)	202鳴門市 <u>202丸亀市</u> 206さぬき市	204阿南市 203坂出市 208三豊市	205観音寺市
							(38愛媛県)	203宇和島市 213四国中央市	205新居浜市 ī	206西条市
九州	中	1	_	198, 300		3	(40福岡県) (42長崎県) (45宮崎県)	203久留米市 202佐世保市 202都城市		
	小A	1	人口集中地区人口比率19.5%未満	105, 802	8.8	6	(40福岡県) (43熊本県) (44大分県) (46鹿児島県)	207柳川市 213宇城市 211宇佐市 208出水市	210八女市 215天草市	
		2	人口集中地区人口比率19.5%~28.9%未満	103, 300	8. 6	6	(40福岡県) (41佐賀県) (43熊本県) (46鹿児島県)	228朝倉市 205伊万里市 206玉名市	208山鹿市 215薩摩川内市	
		3	人口集中地区人口比率28.9%~38.5%未満	105, 711	8. 8	4	(41佐賀県) (44大分県) (46鹿児島県)	202唐津市 203中津市 203鹿屋市	205佐伯市	
		4	人口集中地区人口比率38.5%~43.3%未満	108, 611	9. 1	4	(40福岡県) (44大分県)	205飯塚市 204日田市 218霧島市	213行橋市	
		5	人口集中地区人口比率43.3%~52.0%未満	126, 177	10. 5	5	(40福岡県) (42長崎県) (43熊本県) (46鹿児島県)	204直方市 204諫早市 <u>202八代市</u> 225姶良市	204荒尾市	
		6	人口集中地区人口比率52.0%~67.0%未満	143, 600	12. 0	6	(40福岡県) (41佐賀県) (43熊本県) (45宮崎県)	220宗像市 203鳥栖市 216合志市 203延岡市	230糸島市 206日向市	
		7	人口集中地区人口比率67.0%~87.8%未満	137, 188	11.5	6	(40福岡県)	202大牟田市 223古賀市 205大村市	216小郡市 224福津市	217筑紫野市
		8	人口集中地区人口比率87.8%以上	112, 276	9. 4	4	(40福岡県) (44大分県)	218春日市 202別府市	<u>219大野城市</u>	221太宰府市
沖縄	小A	1	第1次産業就業者数比率1.2%未満	55, 919	4. 7	2	(47沖縄県)	<u>205宜野湾市</u>	208浦添市	
		2	第1次産業就業者数比率1.2%~6.3%未満	84, 278	7. 0	3	(47沖縄県)	<u>211沖縄市</u>	212豊見城市	213うるま市
		3	第1次産業就業者数比率6.3%~18.2%未満	30, 735	5. 1	2	(47沖縄県)	<u>209名護市</u>	210糸満市	
		4	第1次産業就業者数比率18.2%以上	14, 463	2. 4	1	(47沖縄県)	<u>214宮古島市</u>		

			T			T			[/	小都市B・町村]
地方	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数の	層に含まれる			票本改正時の調査	
北海道	1	東部及び南部の海沿い	107, 064	17.9	33		546清里町 559湧別町 604新冠町	223根室市 547小清町 564大空町 607浦河町内村 638年札内 643年 662厚海町 691別海町	543美幌町 552佐呂間町 601日高町 608様別別村 645豊浜県町町 6632中標津町 692中	545斜里町 555遠軽町 602平取町 6092大樹町 6417 6417 6447 644 644 693標 693標 693標
	2	中央部	98, 329	16. 4	35		209夕張市 220士別市 227歌志/ 304新存村 427由仁町町 436兩百年 453東神町町 461中富良野町	423南幌町 428長沼町 432新十津川町 437北竜町 455比布町	216芦別市 225滝川市 229富良野市 424奈井江町 429栗山町 433妹沿町町 438 438美田町 459美選町 465剣淵町	218赤平市 226砂川市 303当別町 425上砂川町 430月形別町 4340八分町 452鷹 460上富良野町
	3	南西部	117, 645	19. 7	45	(01北海道)	230登別 332福部 343雇部 361工奥尻 367奥寿 392寿 400倶神恵市町町村安内町町村 404条会 5786むか 586むか町 586むか町	233伊達市 333知内町 345森町 362上ノ国町 370今金町 393黒松内町 397留寿都村 401共和町	236北市市 334木古内町 346八県市町町 363厚にな町町 371せた町 394蘭茂別町 408吉円町町 571豊洞爺 584洞町町 584洞町町	331松前町 337七飯町 347長万部町 364乙部町 391島牧村 395二七四町 399京極町 403泊村 407仁木町 575七 585安町
	4	北部及び山地部	103, 317	17. 3	51		212留前市 454当富斯市町野村 462南威平町町野村 482小遠別頓尻子町町別町所 518中列子町町別町町 5189前列子の町町町 5189前 5189前 5189前 5189前 5189前 637芽陸別 648陸別	471中川町 483苫前町 487天塩町 514枝幸町 519利尻富士町 550置戸町 563雄武町	219紋上 457上川 468下 472幌羽県 472幌羽幌 511復豊幌 516豊幌 520 631 535 635 635 646 667鶴 667鶴 757 758 758 758 758 758 758 758 758 758	221名寄用 458東美福 489美福 481增加斯 512和 485初浜 517和 第 517和 第 514 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
東北	1	中部及び南部太平洋側		21. 3	25	(04宮城県)	482山田町 208角田市 341丸森町 404七ヶ浜町 209相馬市 545大熊町	210陸前高田市 211岩沼市 361亘理町 406利府町 541広野町 546双葉町	214東松島市 362山元町 581女川町 542楢葉町 547浪江町	461大槌町 323柴田町 401松島町 606南三陸町 543富岡町 561新地町
	2	北部太平洋側及び日本海側	149, 260	25. 0	44	(03岩手県) (05秋田県)	304蓬田 343西目 401野東北 401野東北 401東東通 424東南 427 407 405 405 405 405 405 405 405 405 405 405		301平内町 321鰺ヶ沢町 384鶴田町 405六に戸町 412おいけせ町 426佐井村 484田野畑村 506九戸村 214にかぼ湯町 363八郎湯町	303今別 323字中海 387中海 406横大 423大五戸 442五 普代野町 507洋藤 346藤川町 366井
	3	東部内陸地域及び山地部	119, 609	20.0	29	(06山形県) (02青森県) (03岩手県) (04宮城県)	441三戸町 208遠野市 302葛巻町 366西和賀町 524一戸町	443田子町 213二戸市 303岩手町 381金ケ崎町 301蔵王町	450新郷村 214八幡平市 321紫波町 402平泉町 302七ヶ宿町	301雫石町 322矢巾町 441住田町 321大河原町
							322村田町 424大衡村 505美里町	324川崎町 444色麻町	421大和町 <u>445加美町</u>	422大郷町 501涌谷町

									[/	小都市B・町村 <u>]</u>
地方	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる			票本改正時の調査	
東北	4	西部内陸地域及び山地部	155, 641	26. 0	35	(02青森県)	204黒石市 367田舎館村	210平川市	361藤崎町	362大鰐町
						(05秋田県)		209鹿角市 327上小阿仁村 464東成瀬村	213北秋田市 361五城目町	215仙北市 434美郷町
						(06山形県)	205新庄市 212尾花沢市 322西川町 362最上町 366鮭川村	206寒河江市 301山辺町 324大江町 363舟形町 367戸沢村	208村山市 302中山町 341大石田町 364真室川町 426三川町	211東根市 321河北町 361金山町 365大蔵村 428庄内町
	5	南部内陸地域及び山地部	156, 684	26. 2	51	(06山形県)	207上山市 381高畠町 403飯豊町	209長井市 382川西町	213南陽市 401小国町	323朝日町 402白鷹町
						(07福島県)	208喜多方市 303国見町 344天栄村 368南会津町	211田村市 308川俣町 362下町 402北塩町町村 421会津坂下町 4454泉県町村 464泉祭川町 464泉祭川町 502玉三春舘 521三64飯村	214本宮市 322大玉村 364檜枝岐町 405西会津村 422湯川村 446昭和村 465中島町 503平野町 522小野町	301桑折町 342鏡石町 367只見町 407磐梯町 423柳津町 447会津町 464会 484 484 484 484 484 484 484 484 484 4
関東	1	北部太平洋側	188, 490	31.5	25	(08茨城県)		215北茨城市 233行方市	223潮来市 234鉾田市	<u>225常陸大宮市</u> 302茨城町
						(12千葉県)	309大洗町 442美浦村	310城里町 443阿見町 235匝瑳市 347多古町	341東海村 447河内町 322酒々井町 349東庄町	364大子町 564利根町 329栄町 409芝山町
	2	北部山地部	189, 506	31. 7	40	(09栃木県)	211矢板市	214さくら市	215那須烏山市	384塩谷町
						(10群馬県) (11埼玉県)	366上野村 384甘楽町 426草津町 444川場村 341滑川町 361横瀬町 369東秩父村 408寄居町	210富岡市 367神流町 421中之条町 428高山村 448昭和村 342皆野町 381美里町	343小川町 363長瀞町 383神川町	345吉岡町 383南牧村 425嬬恋村 443片品村 464玉村町 349ときがわ町 365小鹿野町 385上里町
	3	中央部	190, 089	31.8	24	(08茨城県)	210下妻市 521八千代町	230かすみがうら市 542 五霞町	231桜川市 546境町	235つくばみらい市
						(09栃木県) (10群馬県)	301上三川町 345芳賀町		343茂木町 364野木町 523千代田町	344市貝町 524大泉町
						(11埼玉県)	525邑楽町 301伊奈町 464杉戸町	324三芳町 465松伏町	442宮代町	
	4	南部太平洋側及び島しょ - 	183, 675	30. 7	35	(12千葉県)		218勝浦市 238いすみ市 422睦沢町 427長南町	223鴨川市 239大網白里市 423長生村 441大多喜町	226富津市 403九十九里町 424白子町 443御宿町
						(13東京都)		362利島村 382御蔵島村	363新島村 401八丈町	364神津島村 402青ヶ島村
						(14神奈川県)	210三浦市 342二宮町 384湯河原町	301葉山町 361中井町	321寒川町 362大井町	341大磯町 383真鶴町
	5	西部及び東部内陸地域	189, 465	31. 7	38	(13東京都)	326毛呂山町 346川島町	327越生町 347吉見町 305日の出町 363松田町 401愛川町	348鳩山町 307檜原村 364山北町 402清川村	308奥多摩町 366開成町
						(19山梨県)	362相依则 202富士吉田市 207韮崎市 346市川三郷町 368富士川町 424忍野村 442小菅村	204都留市 212上野原市 364早川町	402清川村 205山梨市 213甲州市 365身延町 422道志村 429鳴沢村	206大月市 214中央市 366南部町 423西桂町 430富士河口湖町

	1									小都市B·町村]
地方	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる		・ <u>下線</u> はH30세	票本改正時の調:	查市町村
関東	6	内陸地域	185, 760	31. 1	65	(19山梨県) (20長野県)	208小 208小 305 305 305 321 404 404 404 404 404 405 302 404 404 405 403 404 405 405 405 405 406 407 407 407 407 407 407 407 407 407 407	210 10 10 10 10 10 10 10 10 10	211中 303小 307小 307小 401 307 307 307 307 307 307 307 307 307 307	212大田 304川上 309佐 349传 363原南高 363原南高根 403高根 403 385南高根 403 385南高 403 403 403 403 403 404 404 404 404 404
北陸	1	北部日本海側	92, 711	15. 5	16	(15新潟県) (16富山県)	307聖籠町 504刈羽村	211見附市 342弥彦村 586粟島浦村 206滑川市 343朝日町	216糸魚川市 361田上町 207黒部市	227胎内市 405出雲崎町 321舟橋村
	2	南部日本海 及び能登半島	129, 194	21.6	22	(16富山県) (17石川県) (18福井県)	205氷見市 204輪島市 211能美市 384志賀町 463能登町 204小浜市	205珠洲市 324川北町 386宝達志水町 208あわら市	404南越前町	209かほく市 365内灘町 461穴水町 423越前町
	3	山地部	102, 302	17. 1	16	(15新潟県) (16富山県) (18福井県)		481高浜町 217妙高市 461湯沢町 209小矢部市 206勝山市	483おおい町 223阿賀野市 482津南町 322上市町 322永平寺町	501若狭町 225魚沼市 581関川村 323立山町 382池田町
東海	1	東部太平洋側	135, 310	22. 6	19	(22静岡県)		219下田市 225伊豆の国市 304南伊豆町 341清水町 429川根本町	222伊豆市	223御前崎市 301東伊豆町 306西伊豆町 344小山町
	2	南部太平洋側及び伊勢湾・ 三河湾周辺	136, 244	22. 8	21	(23愛知県) (24三重県)	227高浜市 441阿久比町 447武豊町	235弥富市	425蟹江町 445南知多町 212熊野市 442明和町 562紀宝町	427飛島村 446美浜町 303木曽岬町 472南伊勢町
	3	中央部	134, 885	22. 5	23	(21岐阜県)	208瑞浪市 341養老町 501坂祝町 521御嵩町 221新城市	221海津市 382輪之内町 502富加町 228岩倉市	302岐南町 383安八町 503川辺町 302東郷町	303笠松町 421北方町 504七宗町 342豊山町
	4	第1、2、3層に分類されない主に山地部	134, 504	22. 5	24	(21岐阜県)	361大口町 562東栄町 207美濃市 219郡上市	362扶桑町 563豊根村 215山県市 220下呂市	424大治町 217飛騨市 361垂井町	561設楽町 218本巣市 362関ケ原町
							381神戸町 505八百津町 214いなべ市 443大台町	324東員町 461玉城町	403大野町 507東白川村 341菰野町 470度会町	404池田町 604白川村 441多気町 471大紀町
近畿	1	滋賀県、京都府、兵庫県及び 奈良県で65歳以上世帯数比率 40.5%未満	147, 742	24. 7	19	(28兵庫県)	425愛荘町 303大山崎町 218小野市 443福崎町	214米原市 441豊郷町 344宇治田原町 228加東市 464太子町	301猪名川町	384竜王町 382播磨町
	2	滋賀県、京都府、兵庫県及び 奈良県で65歳以上世帯数比率 40.5%~44.1%未満	138, 339	23. 1	18	(25滋賀県)	322久御山町 205洲本市 221篠山市	425王寺町 343井手町 212赤穂市 225朝来市	426広陵町 213西脇市 227宍粟市	442大淀町 220加西市 365多可町
						(29奈良県)	381稲美町 343三郷町 363田原本町	344斑鳩町 424上牧町	345安堵町	361川西町

										小都市B・町村]
地方	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる		・ <u>下線</u> はH30ホ	票本改正時の調	查市町村
近畿	3	滋賀県、京都府、兵庫県及び 奈良県で65歳以上世帯数比率 44.1%以上	154, 751	25. 9	41		443多賀町 203綾部市 365和東町	205宮津市 367南山城村	213南丹市 407京丹波町	364笠置町 463伊根町
						(28兵庫県)	465与謝野町 208相生市 442市川町 585香美町	222養父市 446神河町 586新温泉町	224南あわじ市 481上郡町	226淡路市 501佐用町
						(29奈良県)	207五條市 342平群町	208御所市 362三宅町	212宇陀市 385曽爾村	322山添村 386御杖村
							401高取町 443下市町 449十津川村 453東吉野村	402明日香村 444黒滝村 450下北山村	<u>427河合町</u> 446天川村 451上北山村	441吉野町 447野迫川村 452川上村
	4	大阪府及び和歌山県	136, 217	22. 8	34	(27大阪府)		321豊能町 362田尻町 383千早赤阪村	322能勢町 366岬町	341忠岡町 381太子町
						(30和歌山県)	341かつらぎ町362広川町	205御坊市 343九度山町 366有田川町	<u>207新宮市</u> 344高野町 381美浜町	304紀美野町 361湯浅町 382日高町
							383由良町 401白浜町 422太地町	390印南町 404上富田町 424古座川町	391みなべ町 406すさみ町 427北山村	392日高川町 421那智勝浦町 428串本町
田田	1	西部瀬戸内海側	91, 309	15. 3	16	(34広島県)	304海田町	211大竹市 307熊野町 431大崎上島町	215江田島市 <u>309坂町</u>	302府中町 368安芸太田町
	0	末如海京内海 侧	04 600	1E 0	12		212柳井市 343田布施町	305周防大島町 344平生町		341上関町
	2	東部瀬戸内海側	94, 600	15. 8	13		207井原市 213赤磐市 461矢掛町	209高梁市 216浅口市 681吉備中央町	211備前市 423早島町	212瀬戸内市 445里庄町
	3	東部日本海側及び東部山地部	107, 706	18. 0	28	(34広島県) (31鳥取県)	200府中市 203倉吉市 328智頭町 371琴浦町 389南部町	462世羅町 204境港市 329八頭町 372北栄町 390伯耆町	545神石高原町 302岩美町 364三朝町 384日吉津村 401日南町	325若桜町 370湯梨浜町 386大山町 402日野町
						(33岡山県)	403江府町 210新見市 586新庄村	214真庭市 606鏡野町 663久米南町	215美作市 622勝央町 666美咲町	346和気町 623奈義町
	4	西部日本海側及び西部山地部	120, 638	20. 2	22	(32島根県)	204益田市 209雲南市 448美郷町 525海士町	205大田市 343奥出雲町 449邑南町 526西ノ島町	206安来市 386飯南町 501津和野町 527知夫村	207江津市 441川本町 505吉賀町 528隠岐の島町
						(34広島県) (35山口県)	210庄原市 204萩市	214安芸高田市 211長門市	213美祢市	502阿武町
四国	1	瀬戸内海側	124, 699	20. 8	19		341三木町 403琴平町	207東かがわ市 364直島町 404多度津町 207大湖市	386宇多津町 406まんのう町	324小豆島町 387綾川町
	2	太平洋側	121, 104	20. 2	30		204八幡浜市 356上島町 203小松島市	401松前町	210伊予市 422内子町 387美波町	<u>214西予市</u> 442伊方町 388海陽町
	_	* ** * * * * * ***	,			(38愛媛県) (39高知県)	401松茂町 506愛南町 202室戸市	402北島町 203安芸市	204南国市	205土佐市
							206須崎市 211香南市 304安田町 401中土佐町 424大月町	208宿毛市 301東洋町 305北川村 402佐川町 427三原村	209土佐清水市 302奈半利町 306馬路村 410日高村 428黒潮町	210四万十市 303田野町 307芸西村 412四万十町
	3	山地部	120, 282	20. 1	30		205吉野川市 301勝浦町 342神山町 405上板町	206阿波市 302上勝町 368那賀町 468つるぎ町	207美馬市 321佐那河内村 403藍住町 489東みよし町	208三好市 341石井町 404板野町
						(38愛媛県) (39高知県)	488鬼北町	386久万高原町 341本山町 386いの町 411津野町	402砥部町 344大豊町 387仁淀川町	484松野町 363土佐町 403越知町
九州	1	北部	158, 906	26. 6	21	(40福岡県)		226宮若市 343志免町	305那珂川町 344須恵町	341宇美町 345新宮町
						(41佐賀県)	348久山町 383岡垣町	349粕屋町 384遠賀町 327吉野ヶ里町	381芦屋町 401小竹町	382水巻町 402鞍手町 345上峰町

										[小都市B・町村]
地方	層番号	層化基準	二人以上 の世帯の 調査対象 世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる			票本改正時の調	
九州	2	北西部日本海側及び有明海周辺	166, 906	27. 9	26	(42長崎県)	209嬉野市 424江北町	206武雄市 387玄海町 425白石町 208松浦市 212西海市 321東彼杵町 391佐々町	207鹿島市 401有田町 441太良町 209対馬市 213雲仙市 322川棚町 411新上五島町	208小城市 423大町町 210壱岐市 307長与町 323波佐見町
	3	中部地域	168, 922	28. 2	24	(42長崎県) (43熊本県)	211筑後市 447筑前町 203島原市	212大川市 503大刀洗町 214南島原市 210菊池市 367南関町 404菊陽町 531苓北町	225うきは市 522大木町 211宇土市 368長洲町 468氷川町	229みやま市 544広川町 212上天草市 369和水町 482芦北町
	4	北東部(福岡県東部及び大分県 全域)	161, 615	27. 0	29	(40福岡県) (44大分県)	206田川市 448東峰村 605川崎町 621苅田町 647築上町	214豊前市 601香春町 608大任町 625みやこ町 207津久見市 212豊後大野市 341日出町	227嘉麻市 602添田町 609赤村 642吉富町 208竹田市 213由布市 461九重町	421桂川町 604糸田町 610福智町 646上毛町 209豊後高田市 214国東市 462玖珠町
	5	東部太平洋側及び山地部	159, 788	26. 7	45	(43熊本県)	214阿蘇市 425産山村 441御船町 447山都町 507水上村 514あさぎり町 205小林市 341三股町	348美里町 428高森町 442嘉島町 501錦町 510相良村 207串間市 361高原町	423南小国町 432西原村 443益城町 505多良木町 511五木村 208西都市 382国富町	424小国町 433南阿蘇村 444甲佐町 506湯前町 512山江村 209えびの市 383綾町
	6	南部(鹿児島県北東部を除く)	162. 703	27. 2	36	(46鹿児島県) (43熊本県)		402新富町 406都農町 431美郷町 392さつま町 484津奈木町	403西米良村 421門川町 441高千穂町 452湧水町	404木城町 429諸塚村 442日之影町
	o	州中(庞儿西杰心朱中之》、()	102, 700	21. 2	30	(46鹿児島県)	204枕崎市 214垂水市 220南さつま市 303三島村 482東串良町	206阿久根市 216日置市 221志布志市 304十島村 490錦江町 502南種子町 525瀬戸内町	217曽於市 222奄美市 404長島町 491南大隅町 505屋久島町	213西之表市 219いちき串木野市 223南九州市 468大崎町 492肝付町 523大和駅 529喜界泊町 533和泊町
沖縄	1	北部及び中部	38, 803	6. 5	12		301国頭村 308本部町 315伊江村	302大宜味村 311恩納村 <u>324読谷村</u>	303東村 313宜野座村 325嘉手納町	306今帰仁村 314金武町 326北谷町
	2	南部	51, 827	8. 7	7		348与那原町	327北中城村 350南風原町	328中城村 362八重瀬町	329西原町
	3	島しょ	18, 470	3. 1	13	(47沖縄県)	356渡名喜村	353渡嘉敷村 357南大東村 361久米島町	354座間味村 358北大東村 375多良間村	355粟国村 359伊平屋村 381竹富町

別表 2 調査市町村別調査世帯数及び調整係数 (二人以上の世帯)

都道府 県 名	市町村番 号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査世帯数	調整 係数	都道府 県 名	市町村番 号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査世帯数	調整 係数
北海道	01100	札幌市	大	96	11.4	千 葉 県	12100	千葉市	大	96	5.8
	01202	函館市	中	36	7.0		12206	木更津市	小A	24	27.7
	01204	旭川市	中	36	10.9		12210	茂原市	小A	24	27. 1
	01205	室蘭市	小A	24	7. 1		12212	佐倉市	中	36	16. 5
	01208	北見市	小A	24	7.3		12227	浦安市	中	36	18.7
	01211	網走市	B·町	12	17. 9	東京都	13100	特別区部	大	408	11.6
	01212	留萌市	B·町	12	17.3		13201	八王子市	中	36	17. 7
	01224	千歳市	小A	24	5.4		13202	立川市	中	36	15. 7
	01228	深川市	B·町	12	16.4		13206	府中市	中	36	17.0
	01337	七飯町	B·町	12	19.7		13219	狛江市	小A	24	22.6
青森県	02201	青森市	中	96	1.7	神奈川県	14100	横浜市	大	144	14.6
	02203	八戸市	中	36	6.2		14130	川崎市	大	96	8.3
岩 手 県	03201	盛岡市	中	96	1.7		14150	相模原市	大	96	4. 2
	03207	久慈市	B·町	12	25.0		14201	横須賀市	中	36	19.8
	03209	一関市	小A	24	14.6		14210	三浦市	B·町	12	30.7
宮城県	04100	仙台市	大	96	5.9		14214	伊勢原市	小A	24	22.4
	04202	石巻市	小A	24	15.6		14216	座間市	小A	24	25. 9
	04323	柴田町	B·町	12	21.3	新潟県	15100	新潟市	大	96	4. 5
	04445	加美町	B·町	12	20.0		15202	長岡市	中	36	9.6
秋田県	05201	秋田市	中	96	1.8		15225	魚沼市	B·町	12	17. 1
	05204	大館市	小A	24	16.4	富山県	16201	富山市	中	96	2.4
山形県	06201	山形市	中	96	1.4		16206	滑川市	B·町	12	15. 5
	06203	鶴岡市	小A	24	12.9		16211	射水市	小A	24	9. 7
	06206	寒河江市	B·町	12	26.0	石川県	17201	金沢市	中	96	2.6
福島県	07201	福島市	中	96	1.7		17202	七尾市	小A	24	10.9
	07203	郡山市	中	36	10.3		17204	輪島市	B·町	12	21.6
	07483	塙町	B·町	12	26. 2	福井県	18201	福井市	中	96	1.4
茨 城 県	08201	水戸市	中	96	1.6		18202	敦賀市	小A	24	12.6
	08202		中	36	19.6	山梨県	19201	甲府市	中	96	1. 1
	08225	常陸大宮市	B·町	12	31. 5		19430	富士河口湖町	B·町	12	31. 7
栃木県		宇都宮市	中	96	3.0	長 野 県		長野市	中	96	2. 2
		小山市	中	36	14.0			松本市	中	36	12.6
		上三川町	B·町	12	31.8			佐久市	小A	24	25. 5
群馬県		前橋市	中	96	2.0			小布施町	B·町	12	31. 1
		安中市	小A	24	25. 7	岐阜県		岐阜市	中	96	2. 3
	10345	吉岡町	B・町	12	31. 7		21205	関市	小A	24	26. 1
埼玉県	11100	さいたま市	大	96	7.4			海津市	B·町	12	22. 5
		熊谷市	中	36	14.8		21361	垂井町	B·町	12	22. 5
		川口市	中	36	19. 3	静岡県		静岡市	大	96	4. 1
		所沢市	中	36	19. 3			浜松市	大	96	4. 5
		本庄市	小A	24	25. 5		22225	伊豆の国市	B·町	12	22.6
	11227	朝霞市	小A	24	23. 5						

都道府 県 名	市町村番号	調査市 市町村	都市 階級注)	調査世帯数	調整 係数	都道府 県 名	市町村番 号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査 世帯数	調整係数
愛 知 県	23100	名古屋市	大	108	11.3	山口県	35202	宇部市	中	36	13. 0
	23203	一宮市	中	36	19. 4		35203	山口市	中	96	1. 1
	23206	春日井市	中	36	20.3		35216	山陽小野田市	小A	24	14. 7
	23208	津島市	小A	24	29. 1	徳島県	36201	徳島市	中	96	1.4
	23217	江南市	小A	24	26. 1		36207	美馬市	B·町	12	20. 1
	23226	尾張旭市	小A	24	28.3	香川県	37201	高松市	中	96	2.4
	23227	高浜市	B • 町	12	22.8		37202	丸亀市	小A	24	20. 4
三重県	24201	津市	中	96	1.6	愛媛県	38201	松山市	中	96	2.9
	24204	松阪市	中	36	19. 2		38202	今治市	中	36	2.6
滋賀県	25201	大津市	中	96	2.0		38214	西予市	B·町	12	20.8
	25383	日野町	B • 町	12	24.7	高知県	39201	高知市	中	96	1. 9
京都府	26100	京都市	大	96	8.1		39208	宿毛市	B·町	12	20. 2
	26202	舞鶴市	小A	24	17.6	福岡県	40100	北九州市	大	96	5.6
	26214	木津川市	小A	24	19. 1		40130	福岡市	大	96	8.0
大 阪 府	27100	大阪市	大	132	10.6		40207	柳川市	小A	24	8.8
	27140	堺市	大	96	5.0		40216	小郡市	小A	24	11.5
	27210	枚方市	中	36	17.5		40219	大野城市	小A	24	9. 4
	27214	富田林市	小A	24	20.0		40349	粕屋町	B·町	12	26.6
	27220	箕面市	小A	24	23.8	佐 賀 県	41201	佐賀市	中	96	1.3
	27227	東大阪市	中	36	20.8		41202	唐津市	小A	24	8.8
兵 庫 県	28100	神戸市	大	96	8.9	長 崎 県	42201	長崎市	中	96	2. 5
	28201	姫路市	中	36	18.7		42202	佐世保市	中	36	11. 1
	28204	西宮市	中	36	18.7		42308	時津町	B·町	12	27. 9
	28205	洲本市	B·町	12	23. 1	熊本県	43100	熊本市	大	96	4. 2
	28207	伊丹市	中	36	19.6		43202	八代市	小A	24	10.5
	28229	たつの市	小A	24	20.7		43368	長洲町	B·町	12	28. 2
奈 良 県	29201	奈良市	中	96	2.2	大分県	44201	大分市	中	96	2.8
	29427	河合町	B·町	12	25. 9		44204	日田市	小A	24	9. 1
和歌山県	30201	和歌山市	中	96	2.2		44206	臼杵市	B·町	12	27. 0
	30207	新宮市	B·町	12	22.8	宮崎県	45201	宮崎市	中	96	2. 3
	30208	紀の川市	小A	24	18.6		45203	延岡市	小A	24	12.0
鳥 取 県	31201	鳥取市	中	96	1. 1		45404	木城町	B·町	12	26. 7
	31204	境港市	B · 町	12	18.0	鹿児島県	46201	鹿児島市	中	96	3. 4
島根県	32201	松江市	中	96	1. 1		46215	薩摩川内市	小A	24	8.6
		江津市	B · 町	12	20.2			志布志市	B·町	12	27. 2
岡山県		岡山市	大	96	4.0	沖縄県		那覇市	中	168	1.0
		津山市	小A	24	8.2			宜野湾市	小A	24	4. 7
		高梁市	B · 町	12	15.8			石垣市	B·町	12	3. 1
広島県		広島市	大	96	6.9			名護市	小A	12	5. 1
		三原市	小A	24	11.6			沖縄市	小A	24	7. 0
		福山市	中	36	17. 3			宮古島市	小A	12	2. 4
	34309	坂町	B · 町	12	15. 3			読谷村	B·町	12	6. 5
			+±7±				47350	南風原町	B·町	12	8. 7

注)結果表章上の都市階級:大……大都市(政令指定都市) 中……中都市(大都市を除く人口15万以上の市) 小A……小都市A(人口5万以上15万未満の市)B・町…小都市B・町村(人口5万未満の市・町村)

別表3 単位区区分、地方・都市階級別調査世帯数及び調整係数(単身世帯)

単位区区分	地方	都市階級 注)	調査対象世帯数	調査世帯数	調整係数
一般単位区	, 2,7	大都市	516, 508	16	64. 8
/	11/2/2/2 中1/	中都市(県庁市)	178, 278	40	8. 9
	北海道・東北	中都市(県庁市以外)	310,600	12	51. 9
		小都市・町村	769, 799	23	67. 1
		大都市	3, 365, 519	78	86.6
	関東	中都市(県庁市)	204, 528	40	10.3
	(美)	中都市(県庁市以外)	1, 654, 509	36	92. 2
		小都市・町村	1, 406, 923	24	117.6
		大都市	632, 089	33	38. 4
	北陸・東海	中都市(県庁市)	206, 635	40	10.4
	11 庄 宋 博	中都市(県庁市以外)	433, 459	12	72.5
		小都市・町村	820, 908	21	78.4
		大都市	1, 205, 255	35	69. 1
	近 畿	中都市(県庁市)	119, 047	24	10.0
	处	中都市(県庁市以外)	711, 281	15	95. 1
		小都市・町村	684, 301	16	85.8
		大都市	265, 656	16	33. 3
	中 国•四国	中都市(県庁市)	279, 861	56	10.0
		中都市(県庁市以外)	236, 590	9	52. 7
		小都市・町村	556, 510	15	74. 4
		大都市	563, 593	24	47. 1
	九州	中都市(県庁市)	285, 277	40	14. 3
	711	中都市(県庁市以外)	85, 198	3	57.0
		小都市・町村	736, 841	22	67. 2
	沖縄	中都市(県庁市)	46, 396	14	6.6
		小都市・町村	118, 450	9	26. 4
	小 計	F-53/E	16, 394, 011	673	_
寮・寄宿舎		毎道・東北	19, 346	12	3. 2
単 位 区	関	東	99, 977	30	6. 7
	北	*	67, 796	6	22. 7
	近	畿	32, 887	12	5. 5
		国•四国	23, 334	6	7.8
		州・沖 縄	19, 809	6	6.6
A =:	小 計		263, 149	72	_
合 計			16, 657, 160	745	_

注) 調整係数算出のための都市階級区分

大都市……政令指定都市

中都市(県庁市) ……大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市

中都市(県庁市以外)……大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市でない市

小都市・町村……人口15万未満の市及び町村